

## 第 9 章 对象地域



## 第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」第26条第1項に規定される対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域）は、以下に示す範囲を包含する図9-1に示す範囲に属する町丁の全域としました。

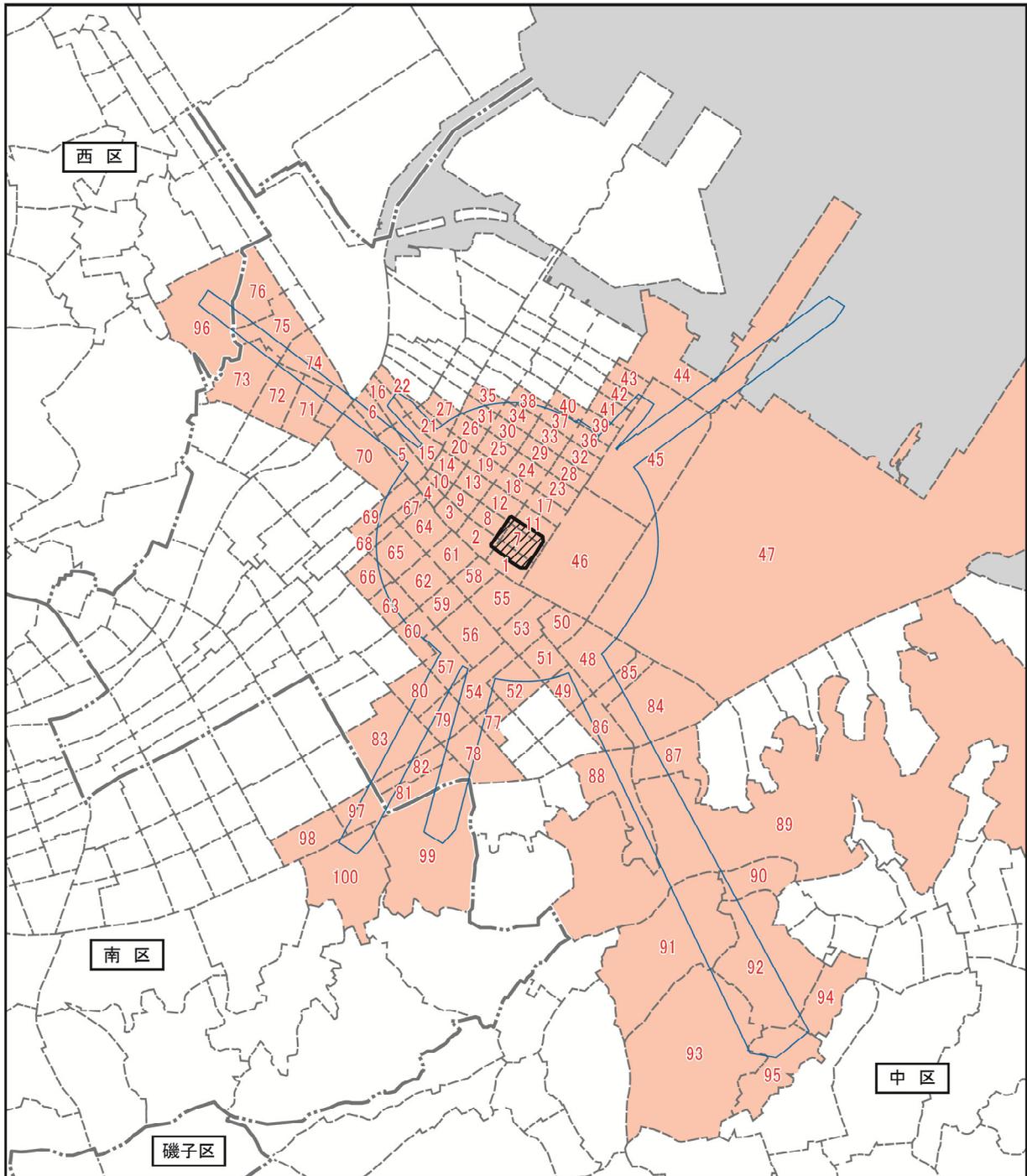
対象地域の町丁は、表9-1に示すとおりです。

- ・ 工事中及び供用後を通じて大気質、騒音、振動、地盤の直接的な影響を受けやすいと考えられる敷地境界から概ね100mの範囲
- ・ 電波障害が生じるおそれがある範囲
- ・ 現計画における計画建築物の平均地盤面±0mでの日照障害（時刻別日影）が及ぶと想定される範囲
- ・ 風環境の変化が生じる可能性のある計画建築物高さの約2倍の範囲（約340m）

表 9-1 対象地域

区名	No.	関係町丁名	区名	No.	関係町丁名	区名	No.	関係町丁名
中区	1	港町1丁目	中区	48	寿町1丁目	中区	95	大和町2丁目
	2	港町2丁目		49	寿町2丁目	西区	96	宮崎町
	3	港町3丁目		50	扇町1丁目	南区	97	万世町1丁目
	4	港町4丁目		51	扇町2丁目		98	万世町2丁目
	5	港町5丁目		52	扇町3丁目		99	中村町1丁目
	6	港町6丁目		53	翁町1丁目		100	中村町2丁目
	7	真砂町1丁目		54	翁町2丁目			
	8	真砂町2丁目		55	不老町1丁目			
	9	真砂町3丁目		56	不老町2丁目			
	10	真砂町4丁目		57	不老町3丁目			
	11	尾上町1丁目		58	万代町1丁目			
	12	尾上町2丁目		59	万代町2丁目			
	13	尾上町3丁目		60	万代町3丁目			
	14	尾上町4丁目		61	蓬莱町1丁目			
	15	尾上町5丁目		62	蓬莱町2丁目			
	16	尾上町6丁目		63	蓬莱町3丁目			
	17	常盤町1丁目		64	羽衣町1丁目			
	18	常盤町2丁目		65	羽衣町2丁目			
	19	常盤町3丁目		66	羽衣町3丁目			
	20	常盤町4丁目		67	未広町1丁目			
	21	常盤町5丁目		68	未広町2丁目			
	22	常盤町6丁目		69	伊勢佐木町1丁目			
	23	住吉町1丁目		70	吉田町			
	24	住吉町2丁目		71	野毛町1丁目			
	25	住吉町3丁目		72	野毛町2丁目			
	26	住吉町4丁目		73	野毛町3丁目			
	27	住吉町5丁目		74	花咲町1丁目			
	28	相生町1丁目		75	花咲町2丁目			
	29	相生町2丁目		76	花咲町3丁目			
	30	相生町3丁目		77	扇町4丁目			
	31	相生町4丁目		78	長者町1丁目			
	32	太田町1丁目		79	長者町2丁目			
	33	太田町2丁目		80	長者町3丁目			
	34	太田町3丁目		81	三吉町			
	35	太田町4丁目		82	千歳町			
	36	弁天通1丁目		83	山田町			
	37	弁天通2丁目		84	吉浜町			
	38	弁天通3丁目		85	松影町1丁目			
	39	南仲通1丁目		86	松影町2丁目			
	40	南仲通2丁目		87	石川町2丁目			
	41	本町1丁目		88	石川町3丁目			
	42	北仲通1丁目		89	山手町			
	43	元浜町1丁目		90	麦田町1丁目			
	44	海岸通1丁目		91	柏葉			
	45	日本大通		92	鷺山			
	46	横浜公園		93	竹之丸			
	47	山下町		94	大和町1丁目			

※表中の No.は図 9-1 に対応します。

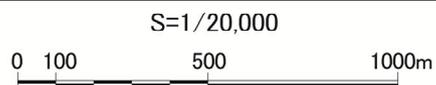


凡例

-  対象事業実施区域
-  区界
-  町丁界
-  電波障害、日照阻害及び風環境の変化が生じるおそれがあると考えられる範囲
-  対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）

※図中のNo.は表9-1に対応します。

図9-1 対象地域





## 第 10 章 準備書に対する意見、見解等



## 第10章 準備書に対する意見、見解等

### 10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

#### 1 説明会の開催状況

説明会は、表10.1-1に示す日時で計2回の開催を計画し、新型コロナウイルス感染症対策として、事前申し込み制としました。

しかしながら、令和3年2月2日（火）に政府より新型コロナウイルス感染症拡大に関する緊急事態宣言の延長が正式決定され、開催予定日時（2月12日、2月14日）が緊急事態宣言中となったため、感染症拡大を防止する観点から、説明会を中止することとしました。

なお、横浜市環境影響評価条例に規定する説明会ではありませんが、準備書の記載事項を説明する方法として、令和3年2月1日（月）～3日（水）に対象地域内に各戸配布した準備書説明会等のお知らせにおいて、説明会での説明内容をインターネットで動画配信し、事業者への質問書を受け付けることを説明会の事前申し込み方法と併せて記載し、周知しました。

インターネットによる動画配信の利用状況は表10.1-2に示すとおりでした。

また、質問書の送付状況は表10.1-3に示すとおりであり、計3件でした。

表10.1-1 準備書説明会の開催結果

回	開催予定日時	開催結果	申込人数
第1回	令和3年2月12日(金) 19:00～20:30	緊急事態宣言中となったため、開催中止とした。 事前申し込み者3名には開催中止の案内を連絡し、説明動画資料の希望者には資料を送付した。	3名
第2回	令和3年2月14日(日) 19:00～20:30		

表10.1-2 インターネットによる動画配信の利用状況

動画配信期間	動画再生回数
令和3年2月1日（月）～14日（日）	206回

表10.1-3 質問書の送付状況

質問書送付日	回答日	件数
令和3年2月1日（月）	令和3年2月22日（月）	1件
令和3年2月12日（金）	令和3年2月22日（月）	1件
令和3年2月13日（土）	令和3年2月22日（月）	1件
計		3件

## 2 質問書に記載された意見の概要及び事業者の見解

事業者に送付された質問書に記載された意見の概要と事業者の見解は、表10.1-4(1)～(3)に示すとおりです。

なお、整理にあたっては、質問書の送付順ではなく、項目別としています。

表10.1-4(1) 質問書における意見の概要(1)

項目	質問書における意見の概要	事業者の見解
事業全般	今後の過程ごとの質問も受け入れ場をもうけてほしい。	お問い合わせ先につきまして、現在は工事着工前であり設置しておりません。横浜市中高層条例 <sup>注)</sup> 等に基づき質疑応答を受け付けさせていただきます。着工後は現場の連絡先を明示させていただきます。
事業計画	海側ゲートの隣接に表記されている人道橋は、横浜市は確定されていないと言われていたものが表記されているのはおかしい。	横浜スタジアム外周デッキと接続するデッキを当該位置に整備する予定であることは、現市庁舎街区活用事業公募時に公表されております。今年度（令和2年度）は当該デッキについての基本設計を行っているとしており記載させて頂いております。（横浜市によると、設計段階のため計画の詳細は固まっていないとのことですが、デッキの整備自体は決まっているとのことでした。）
施工計画	期初からの問題であった現場の仮囲い対応である。周辺の地域性を見て、明かりを灯し周辺の防犯対策を行ってほしい。また、仮囲いに賑わいを灯してほしい。（絵等の装飾）	引き渡し後の仮囲いは、白のフラットパネルを採用し、明るさと清潔感に配慮いたします。 仮囲いには文化・歴史等の地域情報や竣工イメージパース等の計画等の発信に活用し、賑わいの演出を図ります。具体内容は今後決定いたします。
	解体及び建設時に、工程ごとのトラック等の工事車両の待機場所設定。	工事中の工事車両の待機場所については、着工前の工事説明会においてご説明する予定です。 なお、工事用車両の運転者に対しては、待機のため路上駐車することがないように、指導を徹底してまいります。
	生コン車の1日にあたる車両台数の規制	現時点では、コンクリート打設作業を実施する日の最大台数として、生コン車を含む大型工事用車両が1日に238台往復することを想定しています。 詳細な施工計画の策定にあたっては、周辺への環境影響を低減するために、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めてまいります。

注) 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下、「横浜市中高層条例」といいます。）第3条第3項の規定により、本事業は横浜環境影響評価条例の対象事業として中高層建築物等を建築することから、横浜市中高層条例第11条に基づく計画の説明及び第4章に基づく計画の報告等の規定は適用除外となります。事業全般に関するお問合せにつきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口として対応いたします。

表10.1-4(2) 質問書における意見の概要(2)

項目	質問書における意見の概要	事業者の見解
<p>環境影響評価 (工事用車両の走行に伴う影響)</p>	<p>解体時及び建設時に関わる車両の流入に対する周辺の影響に対する詳細。</p>	<p>工事中の工事用車両の走行に伴う周辺への影響を、以下のとおり予測評価いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質                     <p>本事業の工事用車両による影響の割合は、二酸化窒素濃度で最大0.1%程度、浮遊粒子状物質濃度で最大0.01%程度とごくわずかであると予測しており、環境基準にも適合していることから、現在の周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないと評価いたしました。</p> </li> <li>・騒音、振動                     <p>本事業の工事用車両による影響は、道路交通騒音の増加が1dB 未満、道路交通振動の増加が最大1dB と予測しており、現在の周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないと評価いたしました。</p> </li> <li>・地域社会                     <p>本事業の工事用車両が対象事業実施区域の周辺の交差点に流入した場合であっても、交差点や車線の交通処理能力を上回ることはないと予測しており、現在の周辺交通に著しい影響を及ぼさないと評価いたしました。</p> <p>ただし、現況で既に車線混雑度が大きい地点（関内駅南口交差点）もあることから、工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるとともに、工事用車両の運転者に対しては走行ルートの厳守を徹底するなどの配慮を講じていきます。</p> <p>また、工事用車両が出入りする時間帯には原則として車両出入口に交通誘導員を配置し、一般通行者や一般通行車両の安全管理に努めるなど、歩行者の安全確保を徹底していきます。</p> </li> </ul>
<p>環境影響評価 (アスベスト)</p>	<p>アスベスト類の処理説明がほしい。吹き付けだけでなく混入部材資材等も含めて発表を行ってほしい。</p>	<p>アスベスト類については、解体工事着工に先行して、石綿含有吹付材（レベル1）のみならず、石綿含有保温材等（レベル2）、及び石綿含有建材（レベル3）を対象として既存構造物での使用の有無を調査し、使用が判明した場合は、周辺に石綿が飛散しないよう、法令に基づく、その石綿含有建材の種類に応じた適切な除去方法を選択し、適正に処理・処分します。</p> <p>アスベスト類の調査及び処理の状況については、環境影響評価手続の事後調査において環境の保全のための措置の実施状況として確認し、その結果を事後調査報告書に記載して横浜市に報告します。事後調査報告書は、横浜市により公告され、市役所やインターネットで閲覧可能となります。</p>

表10.1-4(3) 質問書における意見の概要(3)

項目	質問書における意見の概要	事業者の見解
環境影響評価 (電波障害)	電波障害と考えられる場合の連絡窓口を知りたい。	<p>工事に着手し、進捗していく中で、電波障害等は発生する可能性があると思います。本件につきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口いたします。</p> <p>なお、事務所設置にあたっては、周辺の皆様へ連絡先を周知いたしますが、原則として平日は現地に作業員が常駐いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
	電波障害に関して受信障害の有無とその対策はなされるのか。	<p>※地上デジタル放送はアナログ放送に比べて受信障害を受けにくい伝送方式を採用していますが、電波塔の方向に高層建築物が建設された場合や、その工事中に高層部でクレーンを使用することにより、電波到来が遮蔽される可能性がごく稀でございます。</p> <p>本事業の実施にあたっては、電波障害に関する環境の保全のための措置として、工事中はクレーンの未使用時にブームを電波到来方向に向けて電波の遮へい範囲を極力狭くするなどの障害防止対策を講じます。</p>
	今後、建物の高さが高くなる状況ごとに、デジタル電波障害のケアをどのように査定されフォローを行うのか。	<p>地上デジタル放送はアナログ放送に比べて受信障害を受けにくい伝送方式を採用していますが、電波塔の方向に高層建築物が建設された場合や、その工事中に高層部でクレーンを使用することにより、電波到来が遮蔽される可能性がごく稀でございます。</p> <p>本事業の実施にあたっては、電波障害に関する環境の保全のための措置として、工事中はクレーンの未使用時にブームを電波到来方向に向けて電波の遮へい範囲を極力狭くするなどの障害防止対策を講じます。</p> <p>お問い合わせ先につきまして現在は工事着工前であり設置しておりません。横浜市中高層条例<sup>注)</sup>等に基づき質疑応答を受け付けさせていただきます。着工後は現場の連絡先を明示させていただきます。</p>

注) 横浜市中高層条例第3条第3項の規定により、本事業は横浜市環境影響評価条例の対象事業として中高層建築物等を建築することから、横浜市中高層条例第11条に基づく計画の説明及び第4章に基づく計画の報告等の規定は適用除外となります。事業全般に関するお問合せにつきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口として対応いたします。

## 10.2 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書」に対し、1通の意見書（延べ意見数3件）が提出されました。意見書の内容と意見数は、表10.2-1に示すとおりです。

意見書の内容と事業者の見解は、表10.2-2(1)に示すとおりです。

なお、整理にあたっては、意見書の内容を可能な範囲で項目別に分類し、整理しています。

表10.2-1 意見書の内容と意見数

意見項目		意見数
環境影響評価	電波障害	1件
その他	要望・意見	2件
合計		3件（1通）

表10.2-2(1) 意見書の主な内容と事業者の見解(1)

項目	意見書の主な内容	事業者の見解
環境影響評価	<p>「横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書の概要及び説明会等のお知らせ」の建設計画の内容から、当ビルに、一部放送局の電波障害が発生する危険性があることがわかりました。電波障害事前調査書の【3.(6)環境保全のための措置】に工事中及び完成後も本事業が起因する場合はアンテナの設置などの対応を致しますと記載がありますので、障害発生時には対応いただける、との事であれば問題ないかと存じます。</p> <p>しかし本文中に【連絡窓口を明確にし、迅速な対応をはかります】と記載ありますが連絡窓口の記載がなく、また後日連絡にしてもどのように連絡窓口が周知されるのか記載がなかったので、明示頂きたい旨意見を申しあげたいと思います。</p>	<p>電波障害等は工事に着手し、進捗していく中で、発生する可能性があると思います。現在、本事業は工事着工前であり、連絡窓口は設置しておりませんが、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口にいたします。</p> <p>なお、現場工事事務所の設置にあたっては、工事着工前に仮囲いへの掲示等により、皆様へ連絡先を周知いたします。</p> <p>また、原則として平日は現地に作業員が常駐しており、お問合せにも対応いたします。</p>

表10.2-2(2) 意見書の主な内容と事業者の見解(2)

項目	意見書の主な内容	事業者の見解
<p>その 他</p> <p>要 望 ・ 意 見</p>	<p>本来、説明義務は土地及び建物所有者にも発生すると思えます。</p> <p>本件の資料にも記載がありますが、意見書陳述書が提出できるのは【居住者や事業所等を有する方】とのことですが、当ビルの所有者にも説明しなくてはいけない義務が事業者が発生するはずです。</p> <p>今回、当方には、一切説明がなかったことは、納得がいきません。</p> <p>本件、事業者及び横浜市に苦情として意見を提出させていただきます。</p>	<p>本環境影響評価手続は、「横浜市環境影響評価条例」に基づき進めております。</p> <p>同条例第26条に基づく準備書の概要の周知については、同条例第27条に基づく説明会等の開催周知とあわせて、令和3年2月1日（月）～2月3日（水）に、『対象市民等』の方への資料の各戸配布により実施いたしました（配布数合計35,172件）。</p> <p>また、同条例第30条に基づき、準備書意見見解書の縦覧期間内に、審査会に対して環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができるのは、対象市民等と定められています。</p> <p>対象地域内に土地や建物を所有している個人又は法人の方であっても、対象地域内に居住されていない方や事務所又は事業所を有されない方は対象市民等に該当しないため、本意見書の提出者様は、同条例第26条、第27条に基づく周知の対象とならず、また、第30条に基づき審査会に対して意見を述べたい旨申し出ることにはできないことをご理解いただきたくお願いいたします。</p> <p>なお、同条例第28条に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方であれば、対象市民等に限らず横浜市長へ意見書を提出することができます。本事業の環境影響評価手続においては、横浜市が提出者様からの意見書を受領し、事業者はその写しの送付を受けました。今後、事業者は、同条例第29条に基づき、意見書で述べられたご意見について見解を記載した「準備書意見見解書」を作成し、横浜市長に提出します。</p> <p>なお、事業全般に関するお問合せにつきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口として対応いたします。</p> <p>※横浜市環境影響評価条例に関する内容については、横浜市環境創造局環境影響評価課にお問合せ頂くようお願いいたします。</p> <p><b>【用語】</b>            対象地域：準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域（条例第26条）            対象市民等：対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る）（条例第26条）</p>

表10.2-2(3) 意見書の主な内容と事業者の見解(3)

項目	意見書の主な内容	事業者の見解
<p>その 他</p> <p>要 望 ・ 意 見</p>	<p>本件を知ったのは、当ビル賃貸マンション入居者が、たまたま、当方に知らせてくれた事によります。そのため、説明書類が送られてこなかった当方（建物所有者）は、説明書にあった【説明動画配信・質問受付期間】令和3年2月1日～2月14日には間に合わず、配信・質問ともに機会を得られず、心外に思っております。別途、【説明動画配信・質問受付期間】の機会が得られるよう、善処の程、よろしく願いいたします。</p>	<p>本環境影響評価手続は、「横浜市環境影響評価条例」に基づき進めており、同条例第26条等に基づく準備書の概要及び説明会等の周知は、対象市民等の方への資料の各戸配布により実施いたしました。本意見書の提出者様は、対象市民等に該当しないため、周知の対象とならないことをご理解いただきたくお願いいたします。</p> <p>本事業の準備書の説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事前申し込み制として、令和3年2月12日及び2月14日の開催を対象市民等の方へご案内しておりましたが、緊急事態宣言の期間延長に伴い、やむを得ず開催を中止とさせていただきます。</p> <p>合わせて実施していた説明動画の配信及び質問書の受付は、上記説明会に代わる準備書の記載事項の説明として実施したもので、質問書受付期間に受領した質問書については、対象市民等の方への配布資料に記載のとおり、個人情報を除いた質疑応答の内容を横浜市に既に報告しております。そのため、再配信及び質問書の再受付はご容赦いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、事業全般に関するお問合せにつきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口として対応いたします。</p>

### 10.3 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の準備書に対し、横浜市環境影響評価条例第31条第1項に規定する環境の保全の見地からの審査書の送付を令和3年6月30日に受けました。

審査書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表10.3-1に示すとおりです。また、審査書及び事業者の見解は、表10.3-2(1)～(2)に示すとおりです。

表10.3-1 審査書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和3年7月15日～令和3年8月13日（30日間）
縦覧対象区	中区、西区、南区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 中区役所 区政推進課 広報相談係 西区役所 区政推進課 広報相談係 南区役所 区政推進課 企画調整係

表10.3-2(1) 審査書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	(1) 事業計画(変更)について 本事業では、準備書提出後に埋蔵文化財包蔵地の周知や事業計画変更に伴う予測結果等の修正が行われた。そこで、修正内容等を精査し、特に予測、評価及び環境保全措置等について環境影響評価書に正確に記載してください。	準備書提出後の令和2年12月に対象事業実施区域が埋蔵文化財包蔵地として周知されたことに伴い、「第3章 地域の概況及び地域特性」の内容を更新したうえで、「文化財等」を環境影響評価項目に追加選定し、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載しました（p.3-48～49、p.5-2,6,9、p.6.14-1～5に記載）。 また、事業計画変更後の内容について「第2章 対象事業の計画内容」に記載するとともに、各環境影響評価項目の予測条件の見直しを行い、温室効果ガス（p.6.1-11～13に記載）、廃棄物・建設発生土（p.6.3-21,23,26～28に記載）、大気質（p.6.4-61、64～67,70～73に記載）、騒音（p.6.5-39に記載）、振動（p.6.6-27,29に記載）、地域社会（交通混雑・歩行者の安全）（p.6.12-3,40,42～44,49～50に記載）について予測条件、予測結果、評価及び環境保全措置等の修正内容を評価書に記載しました。
2 環境影響評価項目	(1) 工事中ア 大気質 本事業では、解体対象建築物にアスベストが存在します。そのため、解体工事前の調査を適切に行うとともに、施工にあたっては細心の注意を払ってください。また、地域住民等に配慮し調査結果をできる限り速やかに公表してください。	本事業の解体対象建築物のうち、昭和50年代までに竣工したものについては、アスベストが含まれる可能性が高いため、法令等に基づき解体工事着手前にアスベストの使用状況を調査し、使用が確認されました。 アスベストの使用状況の調査結果については、地域住民等に対して解体工事着手前にできる限り速やかに掲示により公表し、解体工事の実施にあたっては飛散等のないよう適切な措置を講じた上で除去していきます。 なお、アスベストの除去作業の結果については、環境影響評価手続の事後調査報告書において報告します。

表 10.3-2(2) 審査書内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解	
2 環境影響評価項目	イ 生物多様性	<p>本事業では、「くすのき広場」の機能を更新し、樹木による緑量感と四季折々の魅力を表現していくことでリズム感のある「くすのきモール」として再生する計画としています。そこで、樹種の選定においては、誘鳥木や食草の配植に配慮するとともに、横浜由来の郷土種等のできる限り採用してください。</p> <p>対象事業実施区域内の緑化計画の策定にあたっては、歩行空間の快適性や広場空間での滞留・賑わい機能を持たせつつ、生物多様性の観点から誘鳥木や食草の配植に配慮した緑の配置計画を検討します。</p> <p>また、郷土性、地域性ならびに気象条件等への耐性にも配慮したうえで、横浜由来の郷土種等のできる限り採用することを検討していきます。</p>	
	ウ 地域社会 (歩行者の安全)	<p>(ア) 本事業では、工事用車両の出入口が最大で6か所計画されていることから、歩行者の安全を確保するために、必要最小限の出入口の使用とするとともに、全ての出入口で安全対策を徹底してください。</p> <p>(イ) 計画地は、大規模な集客機能を有する横浜スタジアムがある横浜公園に近接します。そこで、歩行者の安全に配慮し、イベント開催日等には工事用車両の走行時間や台数調整を適切に行ってください。</p>	<p>p.6.12-37に記載したとおり、使用する工事用車両出入口の箇所数は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて必要最小限となるように調整します。</p> <p>また、工事用車両が出入りする時間帯には原則として車両出入口に交通誘導員を配置し、一般通行者や一般通行車両の安全管理に努めます。</p> <p>p.6.12-37に記載したとおり、土曜日や祝日ならびにプロ野球開催日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や台数を調整します。</p>
	(2) 供用後 ア 温室効果ガス (低炭素電気)	<p>本事業では、電力由来の二酸化炭素を年間8千t-CO<sub>2</sub>以上排出することが予測されています。そこで、使用する電気そのものの低炭素化を進めるため、低炭素電気の使用を積極的に図ってください。</p>	<p>計画建築物の供用にあたっては、積極的に低炭素電気を使用するよう図ります。</p>
	イ 地域社会 (歩行者の安全)	<p>本事業におけるライブビューイングアリーナに加え、近接する横浜公園でイベントが開催される場合には、多数の集客が予想されるので配慮内容を環境影響評価書に記載してください。</p>	<p>p.6.12-51に記載したとおり、横浜スタジアム等、対象事業実施区域周辺の施設でのイベント開催時には、必要に応じてイベント興行者が実施する歩行者誘導対策に積極的に協力していきます。</p> <p>また、ライブビューイングアリーナでのイベント開催と対象事業実施区域周辺の施設でのイベント開催が重複する場合は、これらのイベントによる対象事業実施区域及びその周辺における歩行者の増加を考慮した誘導対策を講じます。</p>

## 10.4 審査会に提出した資料

本事業に関する横浜市環境影響評価審査会の開催状況及び概要は、表 10.4-1 に示すとおりです。  
 準備書時の審査会では、審査員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。  
 その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

表 10.4-1 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

年月日	手続の段階	審査概要
令和2年	1月16日	【令和元年度第5回環境影響評価審査会】 計画段階配慮書の概要説明（事業者） 質疑応答
	2月10日	【令和元年度第7回環境影響評価審査会】 配慮書市長意見（案）審議（事務局）
	6月2日	【令和2年度第1回環境影響評価審査会】 方法書の概要説明（事業者） 質疑応答
	6月16日	【令和2年度第2回環境影響評価審査会】 方法書の概要説明（上位計画との関連）（事業者） 方法書説明会の開催報告（事業者） 質疑応答
	6月30日	【令和2年度第3回環境影響評価審査会】 意見書の内容及び事業者の見解説明（事業者） 質疑応答 答申案作成のための検討事項整理（事務局）
	7月13日	【令和2年度第4回環境影響評価審査会】 方法書に係る答申（案）審議（事務局）
令和3年	1月26日	【令和2年度第15回環境影響評価審査会】 準備書の概要説明（事業者） 質疑応答
	3月2日	【令和2年度第17回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者） .....p.10-11~10-20 1 新型コロナウイルス感染症を考慮した人流の分散等について 2 令和2年度第15回審査会における質疑応答に基づく準備書の修正案 説明会の開催報告（事業者） 質疑応答
	3月30日	【令和2年度第19回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者） .....p.10-21~10-55 3 令和2年度第17回審査会における質疑応答に基づく準備書の修正案 4 令和2年度第17回審査会における御質問等への回答 5 埋蔵文化財包蔵地の周知に伴う準備書の修正案 6 事業計画の変更について 7 事業計画の変更に伴う環境影響評価準備書の記載内容の変更について 準備書意見見解書の概要説明（事業者） 質疑応答
	4月22日	【令和3年度第2回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者） .....p.10-56~10-60 8 事業計画の変更に伴う地点4（不老町交差点）の交通処理について 質疑応答
	6月3日	【令和3年度第4回環境影響評価審査会】 答申案作成のための検討事項整理（事務局）
	6月14日	【令和3年度第5回環境影響評価審査会】 準備書に係る答申（案）審議（事務局）

＜準備書＞

新型コロナウイルス感染症を考慮した人流の分散等について(準備書抜粋)

2.3.2 施設配置計画

完成イメージ図は図2.3-1に、施設概要図は図2.3-2に、施設配置図は図2.3-3に、施設断面図は図2.3-4(1)～(2)に示すとおりです。

1)施設配置計画

施設配置の検討にあたっては、実施方針、コンセプトブック及びコンセプトプランのほか、「横浜市景観ビジョン」(平成31年3月、横浜市都市整備局)、対象事業実施区域が属する関内・関外地区において定められている「関内・関外地区活性化ビジョン」等の上位計画を踏まえ、本事業では、以下に示す「継承」、「再生」、「創造」の3つの視点により、計画建築物が、街並みと調和した賑わいの源泉となる関内・関外地区の新たなシンボルとなるよう、また、関内地区の玄関口として風格のある景観形成に寄与できるよう計画しています。

「継承」	60年間横浜の発展と中枢機能を担ってきた「行政棟」の歴史的価値、景観的価値を未来に継承します。
「再生」	長年親しまれてきた「市民広間」の精神を、活気ある街の広がりやを印象付ける「関内フロント」、くすのき広場を交流拠点「くすのきモール」として再生します。
「創造」	これからの関内・関外地区の業務再生をけん引する、上昇感と品格のある「シンボルタワー」を創造します。

具体的には、本事業では、図2.3-2に示すとおり、横浜の戦後建築を代表し歴史的景観を形成する「行政棟」を現位置で保全し、ホテル及び商業施設として活用します。

また、JR根岸線関内駅に近接し、大規模イベントの開催も可能とする「LVA棟(Live Viewing Arena)」、関内・関外地区の業務再生のシンボルとなる「タワー棟」の計3つの計画建築物<sup>①</sup>を整備していきます。

特に「タワー棟」については、図2.3-1のように、JR根岸線関内駅側の敷地境界から約50m後退した配置とするなどにより、駅前から全貌を視認できるシンボル性をもたせながら歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠としていきます。

また、3つの計画建築物の周囲は、「関内フロント」と称する広場空間や、交流拠点「くすのきモール」を整備します。

「関内フロント」は、JR根岸線関内駅に面した対象事業実施区域の南西側の駅前広場、LVA棟内の屋内広場及び屋外広場で構成する開放感のある広場空間として整備し、「くすのきモール」は、現市庁舎街区において緑の軸線を構成している「くすのき広場」のコンセプトを継承し、緑豊かな回遊動線とすると同時に、くすのきモールA棟、B棟を整備して、交通結節拠点、来街者の交流拠点等として機能更新します。



※公募時の完成イメージ図であり、現計画とは異なります。

図2.3-1 完成イメージ図

注) 本事業の計画建築物は、建築基準法施行令第1条第1項の用語の定義に基づき、一敷地一建物として計画しています。

＜準備書＞

(広場空間の確保について)

本事業では、「関内フロント」、「くすのきモール」の他にも、北東側に「海側ゲート広場」、南東側に「陸側ゲート広場」と、広場空間を多く配置する計画としており、想定する利用者数に対して十分な面積を確保するとともに、密閉されないオープンな広場空間での様々な賑わいのあり方を検討していきます。

また、旧横浜市庁舎1階ロビーにあった市民広間の階段等の建物資産について、状態を把握したうえで対象事業実施区域内での移設、復元または記録保存を検討するなど、地域の歴史や文化の継承に配慮していきます。

これら全体で関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある、周囲に開かれたシンボル空間としていきます。

2)施設利用計画

本事業の現時点での施設概要計画及びそのフロア構成は、図2.3-2及び表2.3-2に示すとおりです。

本事業では、JR根岸線及び横浜市営地下鉄線の関内駅と近接する立地条件を活かし、国際的な産学連携の展開を図るため、タワー棟には、イノベーションオフィス、新産業創造拠点、ウェルネスセンター、大学を配置していく計画としています。

観光・集客の観点では、JR根岸線関内駅に面して配置するLVA棟に駅前広場と一体化できるライブビューイングアリーナを配し、タワー棟低層階に配置するエデュテインメント施設とも連携していきます。また、行政棟にはホテルを配置し、低層部に店舗や飲食施設を整備していく計画とし、地元とともに地域資源を発掘し、体験型観光サービスにより集客力と回遊性を強化する、地域団体との連携や事業者協働による、関内・関外地区の活性化とブランド向上といった事業コンセプトを実現していきます。

新型コロナウイルス感染症を考慮した人流の分散等について(準備書抜粋)

＜準備書＞

2.3.6 歩行者動線計画

歩行者の動線計画は、図2.3-6に示すとおりです。  
計画建築物への歩行者動線は、主にJR根岸線及び横浜市営地下鉄線の関内駅からの利用を想定しています。

1階レベルの歩行者動線として、駅前広場等の広場空間や計画建築物(行政棟)の東側1階レベル外周に歩道状空地(幅員1.5m)を整備するなどにより、市道関内本牧線第7002号線及び市道新港第78号線と対象事業実施区域内の各種施設をつなぐ主動線を連携させ、交通結節拠点としての空間の整備に努めています。

なお、対象事業実施区域の関連車両出入口と歩行者動線が交錯するため、関連車両出入口には必要に応じて交通誘導員を配置し、歩行者の安全に配慮していきます。

また、関内地区の回遊性の向上に寄与するため、2階レベルの歩行者動線として、計画建築物を介して横浜公園(横浜スタジアム)や隣接街区を接続させていきます。横浜公園(横浜スタジアム)へは、計画建築物2階の東側を、本事業に合わせて横浜市によって整備されるデッキに接続し、アクセスを確保します。

＜準備書＞  
(主な歩行者動線：複数のルートを想定している。)

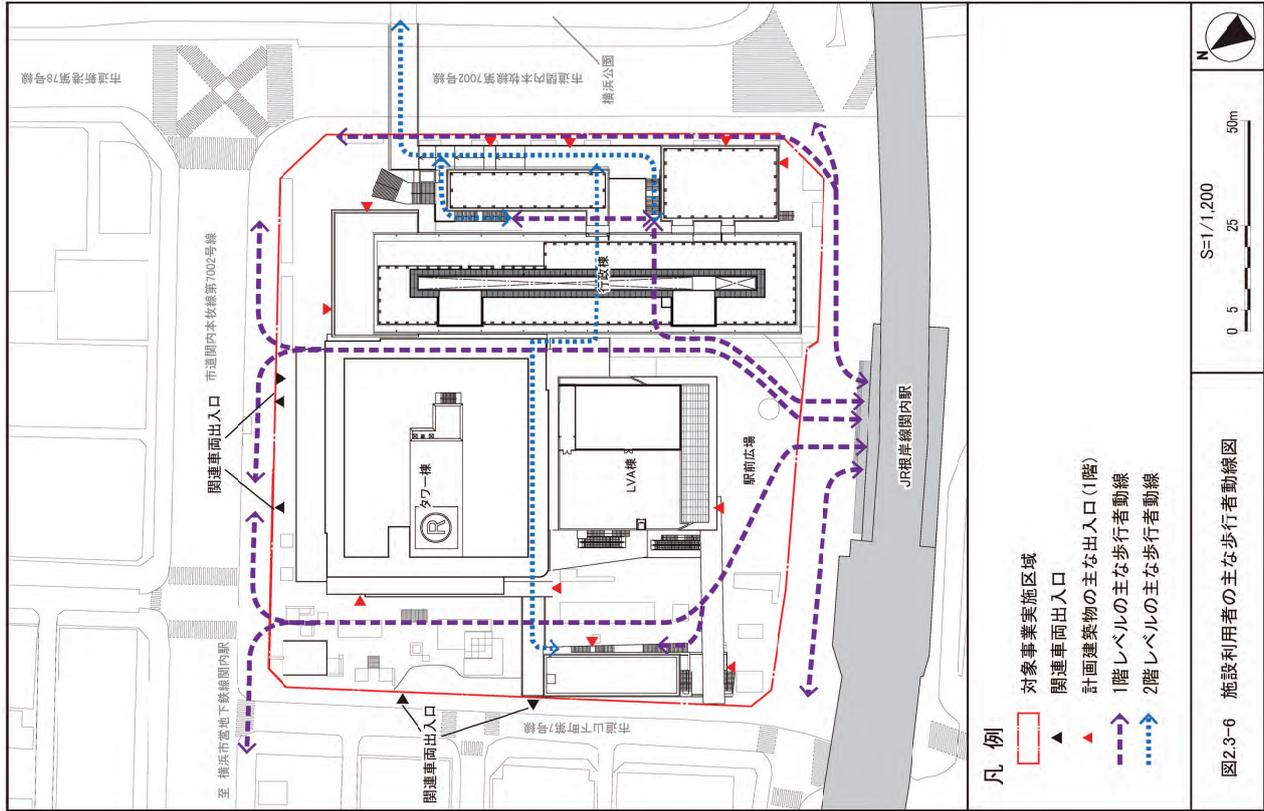


図2.3-6 施設利用者の主な歩行者動線図

2.3.3 交通計画

計画建築物供用後の交通計画は、図2.3-5に示すとおりです。  
 計画建築物には、各種施設を利用する車両（以下、「関連車両」といいます。）が出入りすることになります。関連車両の発生集中交通量は、平日で約2,600台/日、休日で約2,200台/日であり、休日と比較して平日の発生集中交通量がなくなる想定です。

関連車両の出入口は、対象事業実施区域北東面で接する市道関内本牧線第7002号線沿いに整備します。なお、施設案内等による施設利用者への周知により、計画建築物の駐車場へは左折イン左折アウトで出入庫させる計画としていきます。

また、交通結節拠点として、広域集客と周遊の利便性向上の為、羽田空港等からの高速バス、オーブントップバス等の導入を検討しており、現時点では対象事業実施区域北西面で接する市道山下町第7号線沿いに車両出入口を整備する計画としています。

2.3.4 駐車場計画

駐車場は、「横浜市駐車場条例」（昭和38年10月、横浜市条例第33号）及び「関内駅周辺地区駐車場整備ルール」（令和元年6月、横浜市都市整備局）に基づき、必要となる台数（393台（荷捌きのための駐車施設及び隔地駐車場含む））を確保します。

具体的には、対象事業実施区域内（タワー棟の1～9階及び地下駐車場）に約240台を整備し、対象事業実施区域から概ね300m以内の場所に約150台の隔地駐車場を賃借契約等により確保することを検討しています。

また、対象事業実施区域内（タワー棟1階）には電気自動車の急速充電設備を備えた駐車場（1台分）を整備する計画です。

なお、関内駅周辺地区への自動車交通の集中を低減させるために、施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームペーページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけていく計画としています。

2.3.5 自動二輪・自転車駐車場計画

自動二輪駐車場は、「横浜市駐車場条例」（昭和38年10月、横浜市条例第33号）の附置義務に基づき、必要となる台数（26台）をタワー棟1階に確保する計画としています。

また、自転車駐車場は、「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」（平成30年4月、横浜市経済局）に基づき、必要となる台数（281台）を行政棟の地下に確保する計画としています。

2.3.3 交通計画

計画建築物供用後の交通計画は、図2.3-5に示すとおりです。  
 計画建築物には、各種施設を利用する車両（以下、「関連車両」といいます。）が出入りすることになります。関連車両の発生集中交通量は、平日で約2,600台/日、休日で約2,200台/日であり、休日と比較して平日の発生集中交通量がなくなる想定です。

関連車両の出入口は、対象事業実施区域北東面で接する市道関内本牧線第7002号線沿いに整備します。なお、施設案内等による施設利用者への周知により、計画建築物の駐車場へは左折イン左折アウトで出入庫させる計画としていきます。

また、交通結節拠点として、広域集客と周遊の利便性向上の為、羽田空港等からの高速バス、オーブントップバス等の導入を検討しており、現時点では対象事業実施区域北西面で接する市道山下町第7号線沿いに車両出入口を整備する計画としています。

2.3.4 駐車場計画

駐車場は、「横浜市駐車場条例」（昭和38年10月、横浜市条例第33号）及び「関内駅周辺地区駐車場整備ルール」（令和元年6月、横浜市都市整備局）に基づき、必要となる台数（393台（荷捌きのための駐車施設及び隔地駐車場含む））を確保します。

具体的には、対象事業実施区域内（タワー棟の1～9階及び地下駐車場）に約240台を整備し、対象事業実施区域から概ね300m以内の場所に約150台の隔地駐車場を賃借契約等により確保することを検討しています。

また、対象事業実施区域内（タワー棟1階）には電気自動車の急速充電設備を備えた駐車場（1台分）を整備する計画です。**電気自動車については、今後の需要増大等の状況に**

**応じて、さらなる充電設備の拡充等を検討していきます。**  
 なお、関内駅周辺地区への自動車交通の集中を低減させるために、施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームペーページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけていく計画としています。

2.3.5 自動二輪・自転車駐車場計画

自動二輪駐車場は、「横浜市駐車場条例」（昭和38年10月、横浜市条例第33号）の附置義務に基づき、必要となる台数（26台）をタワー棟1階に確保する計画としています。

また、自転車駐車場は、「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」（平成30年4月、横浜市経済局）に基づき、必要となる台数（281台）を行政棟の地下に確保する計画としています。

温室効果ガス p.6.1-12

＜準備書＞

カ 予測結果

建物の供用（設備機器等の稼働）に伴い、発生が想定される年間の二酸化炭素排出量は表6.1-8及び表6.1-9に示すとおりです。

本事業の計画建築物が供用することにより、電力由来の二酸化炭素排出量は約8.3千t-CO<sub>2</sub>/年、都市ガス由来の二酸化炭素排出量は約2.2千t-CO<sub>2</sub>/年と予測します。

本事業では、今後、詳細な設備計画を検討するにあたって、高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用し、照明や空調機を省エネ制御することで、さらなる消費エネルギーならびに二酸化炭素排出量の削減に努めます。

表 6.1-8 電力由来の二酸化炭素排出量

施設用途	本事業の 年間電力使用量 (千 kWh/年)		二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	電力由来 二酸化炭素年間排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	
	①	②		①×②	①×②
業務施設	13,312.0			6,150.14	
宿泊施設	3,402.0	0.462		1,571.72	
商業施設	1,270.2			586.83	
合計	17,984.2	—		8,308.70	

表 6.1-9 都市ガス由来の二酸化炭素排出量

施設用途	本事業の 年間都市ガス使用量 (千 N m <sup>3</sup> /年)		二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /N m <sup>3</sup> )	都市ガス由来 二酸化炭素年間排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	
	①	②		①×②	①×②
業務施設	634.40			1,452.78	
宿泊施設	275.94	2.29		631.90	
商業施設	51.10			117.02	
合計	961.44	—		2,201.70	

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建物の供用（設備機器等の稼働）に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表6.1-10に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、計画立案時や計画建築物の供用後に適切に講ずること、二酸化炭素の排出量を抑制できるものと考えます。

＜修正案＞

カ 予測結果

建物の供用（設備機器等の稼働）に伴い、発生が想定される年間の二酸化炭素排出量は表6.1-8及び表6.1-9に示すとおりです。

本事業の計画建築物が供用することにより、電力由来の二酸化炭素排出量は約8.3千t-CO<sub>2</sub>/年、都市ガス由来の二酸化炭素排出量は約2.2千t-CO<sub>2</sub>/年と予測します。

本事業では、今後、詳細な設備計画を検討するにあたって、法令、行政による温室効果ガス削減対策等の内容を踏まえ、高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用し、照明や空調機を省エネ制御することで、さらなる消費エネルギーならびに二酸化炭素排出量の削減に努めます。

表 6.1-8 電力由来の二酸化炭素排出量

施設用途	本事業の 年間電力使用量 (千 kWh/年)		二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	電力由来 二酸化炭素年間排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	
	①	②		①×②	①×②
業務施設	13,312.0			6,150.14	
宿泊施設	3,402.0	0.462		1,571.72	
商業施設	1,270.2			586.83	
合計	17,984.2	—		8,308.70	

表 6.1-9 都市ガス由来の二酸化炭素排出量

施設用途	本事業の 年間都市ガス使用量 (千 N m <sup>3</sup> /年)		二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /N m <sup>3</sup> )	都市ガス由来 二酸化炭素年間排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	
	①	②		①×②	①×②
業務施設	634.40			1,452.78	
宿泊施設	275.94	2.29		631.90	
商業施設	51.10			117.02	
合計	961.44	—		2,201.70	

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建物の供用（設備機器等の稼働）に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表6.1-10に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、計画立案時や計画建築物の供用後に適切に講ずること、二酸化炭素の排出量を抑制できるものと考えます。

表 6.1-10 環境の保全のための措置（建物の供用に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量等）

区分	環境の保全のための措置
【供用後】 施設の供用	<p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の省エネ基準に適合した建築物計画とし、建築物エネルギー消費性能確保計画を横浜市または登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出し、省エネ基準に適合していることの適合性判定を受けます。</li> <li>・高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用して、消費エネルギーの削減に努めます。</li> <li>・LED照明器具や人感センサーの採用等の照明制御により、消費エネルギーの削減に努めます。</li> <li>・空調機の外気CO<sub>2</sub>制御や中間期の外気冷房制御等により、空調負荷の低減に努めます。</li> <li>・対象事業実施区域内に電気自動車に急速充電設備を備えた駐車場を整備します。</li> <li>・グリーン電力の導入について検討していきます。</li> <li>・外構照明等に太陽光パネル付きの照明を使うなど、太陽光エネルギーを導入します。</li> <li>・建築物の長寿命化、BEMSの採用によるエネルギーの効率的な運用等により、ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に努めます。</li> <li>・Low-Eガラスを採用するなどの様々な省エネルギー対策により、建物からの温室効果ガス排出量の低減を図ります。</li> </ul> <p>【計画建築物供用後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員は原則として公共交通機関による通勤を推奨していきます。施設利用者に対しては、ホームページや案内看板、パンフレット等で可能な限り公共交通機関の利用を呼びかけます。</li> <li>・本事業では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度に従い、必要に応じて温室効果ガスの排出量及びその削減の程度等について横浜市に報告します。</li> </ul>

ク 評価

建物の供用（設備機器等の稼働）に伴い、電力由来の二酸化炭素排出量は約8.3千tCO<sub>2</sub>/年、都市ガス由来の二酸化炭素排出量は約2.2千tCO<sub>2</sub>/年と予測します。

本事業では、今後、詳細な設備計画を検討するにあたって、高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用し、照明や空調機を省エネ制御することで、消費エネルギーならびに二酸化炭素排出量の削減に努めます。

また、従業員は原則として公共交通機関による通勤を推奨していくほか、施設利用者に対しては、ホームページや案内看板、パンフレット等で可能な限り公共交通機関の利用を呼びかけます。

このように、計画立案時や計画建築物の供用後において、二酸化炭素の排出量の削減・抑制に向けた環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

表 6.1-10 環境の保全のための措置（建物の供用に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量等）

区分	環境の保全のための措置
【供用後】 施設の供用	<p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の省エネ基準に適合した建築物計画とし、建築物エネルギー消費性能確保計画を横浜市または登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出し、省エネ基準に適合していることの適合性判定を受けます。</li> <li>・高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用して、消費エネルギーの削減に努めます。</li> <li>・LED照明器具や人感センサーの採用等の照明制御により、消費エネルギーの削減に努めます。</li> <li>・空調機の外気CO<sub>2</sub>制御や中間期の外気冷房制御等により、空調負荷の低減に努めます。</li> <li>・対象事業実施区域内に電気自動車に急速充電設備を備えた駐車場を整備します。</li> <li>・グリーン電力の導入について検討していきます。</li> <li>・外構照明等に太陽光パネル付きの照明を使うなど、太陽光エネルギーを導入します。</li> <li>・建築物の長寿命化、BEMSの採用によるエネルギーの効率的な運用等により、ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの低減に努めます。</li> <li>・Low-Eガラスを採用するなどの様々な省エネルギー対策により、建物からの温室効果ガス排出量の低減を図ります。</li> </ul> <p>【計画建築物供用後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員は原則として公共交通機関による通勤を推奨していきます。施設利用者に対しては、ホームページや案内看板、パンフレット等で可能な限り公共交通機関の利用を呼びかけます。</li> <li>・本事業では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度に従い、必要に応じて温室効果ガスの排出量及びその削減の程度等について横浜市に報告します。</li> </ul>

ク 評価

建物の供用（設備機器等の稼働）に伴い、電力由来の二酸化炭素排出量は約8.3千tCO<sub>2</sub>/年、都市ガス由来の二酸化炭素排出量は約2.2千tCO<sub>2</sub>/年と予測します。

本事業では、今後、詳細な設備計画を検討するにあたって、法令、行政による温室効果ガス削減対策等の内容を踏まえたうえで、高効率機器（変圧器、全熱交換機等）を採用し、照明や空調機を省エネ制御することで、さらなる消費エネルギーならびに二酸化炭素排出量の削減に努めます。

また、従業員は原則として公共交通機関による通勤を推奨していくほか、施設利用者に対しては、ホームページや案内看板、パンフレット等で可能な限り公共交通機関の利用を呼びかけます。

このように、計画立案時や計画建築物の供用後において、二酸化炭素の排出量の削減・抑制に向けた環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

廃棄物・建設発生土 p.6-3-17 <準備書>

オ 予測条件

(ア) 既存構造物及び計画建築物の概要

本事業の実施に伴い、解体する対象事業実施区域内の主な既存構造物の構造、規模等は、表 6.3-7 に示すとおりです。なお、行政棟は現位置で保全するため、解体は行いません。

また、計画建築物の用途別延べ面積は、表 6.3-8 に示すとおりです。

表 6.3-7 既存構造物の概要

建物等の用途	構造 <sup>(注)</sup>	規模等
行政棟	SRC 造	地下1階、地上8階、延べ面積約 20,760 m <sup>2</sup>
市会棟1号	SRC 造	地下1階、地上4階、延べ面積約 5,820 m <sup>2</sup>
市会棟2号	RC 造	地上3階、延べ面積約 610 m <sup>2</sup>
市会棟3号	RC 造	地上2階、延べ面積約 1,030 m <sup>2</sup>
中庭棟	S 造	地下1階、地上1階、延べ面積約 1,820 m <sup>2</sup>

<修正案>

オ 予測条件

(ア) 既存構造物及び計画建築物の概要

本事業の実施に伴い、解体する対象事業実施区域内の主な既存構造物の構造、規模等は、表 6.3-7 に、新たに建設する計画建築物の用途別延べ面積は、表 6.3-8 に示すとおりです。

既存構造物のうち、行政棟は現位置で保全するため、解体は行いません。

また、昭和 50 年代までに建造された既存構造物については、飛散性や非飛散性の石綿（アスベスト）含有建材が使用されている可能性が高いと考えられることから、解体によるアスベストの排出量を予測することとしました。

表 6.3-7 既存構造物の概要

建物等の用途	構造 <sup>(注)</sup>	竣工年	規模等
行政棟	SRC 造	昭和 34 年	地下1階、地上8階、延べ面積約 20,760 m <sup>2</sup>
市会棟1号	SRC 造	昭和 34 年	地下1階、地上4階、延べ面積約 5,820 m <sup>2</sup>
市会棟2号	RC 造	昭和 53 年	地上3階、延べ面積約 610 m <sup>2</sup>
市会棟3号	RC 造	昭和 41 年	地上2階、延べ面積約 1,030 m <sup>2</sup>
中庭棟	S 造	平成 21 年	地下1階、地上1階、延べ面積約 1,820 m <sup>2</sup>

(注) SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨造

表 6.3-8 計画建築物の概要

用途	区分	用途別延べ面積
オフィス、大学	事務所	約 83,000 m <sup>2</sup>
ウェルネスセンター	事務所	約 5,000 m <sup>2</sup>
エデュテインメント施設	その他	約 8,400 m <sup>2</sup>
新産業創造拠点	事務所	約 3,700 m <sup>2</sup>
商業施設	店舗	約 7,300 m <sup>2</sup>
ライブビューイングアリーナ	その他	約 3,900 m <sup>2</sup>
ホテル	宿泊施設	約 18,900 m <sup>2</sup>

(イ) 発生原単位

解体工事に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.3-9(1)～(2)に示すとおり、「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（平成 16 年 3 月、(社)建築業協会）より整理しました。

また、新築工事に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.3-10 に示すとおりです。これらは、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成 24 年 11 月、(社)日本建設業連合会）より整理しました。

(イ) 発生原単位

解体工事に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.3-9(1)～(2)に示すとおり、「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（平成 16 年 3 月、(社)建築業協会）より整理しました。

また、新築工事に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.3-10 に示すとおりです。これらは、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成 24 年 11 月、(社)日本建設業連合会）より整理しました。

**廃棄物・建設発生土 p.6-3-20** <準備書>

カ 予測結果

(ア) 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物  
 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物及びアスベストの発生量の予測結果は、表 6.3-12 に示すとおりです。  
 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物発生量は3,814.2 トン、アスベストは65.3 トンと予測します。  
 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物発生量に、各品目の再資源化率を適用した場合、既存構造物の解体により発生する産業廃棄物の最終処分量は、32.2 トンと予測します。

アスベストについては、法令等に基づき、全量を適正に処理します。

表 6.3-12 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物発生量及び最終処分量

区分	産業廃棄物						アスベスト	
	コンクリート	7377アト	木くず (木材、樹木)	金属くず	混合 廃棄物	飛散性	非飛散性	
市会棟1号 SRC 造	6.0	215.3	23.3	477.2	52.4	27.0	5.8	
市会棟2号 RC 造	572.8	45.1	6.1	27.5	12.8	0.8	0.3	
市会棟3号 RC 造	967.2	76.2	10.3	46.4	21.6	1.3	0.5	
中庭棟 S 造	979.2	60.1	10.9	158.3	45.5	7.1	22.5	
発生量	2,525.2	396.7	50.6	709.4	132.3	36.2	29.1	
①	3,814.2							65.3
再資源化率 <sup>②</sup> (%) ②	100.0	100.0	98.8	97.9	87.4	—	—	
最終処分量	0.0	0.0	0.6	14.9	16.7	36.2	29.1	
③=①-(①×②/100)	32.2							65.3

注) 再資源化率は、表 6.3-11 に示した再資源化率より設定しました。

<修正案>

カ 予測結果

(ア) 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物  
 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物及びアスベストの発生量の予測結果は、表 6.3-12 に示すとおりです。  
 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物発生量は3,814.2 トン、アスベストは65.3 トンと予測します。  
 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物発生量に、各品目の再資源化率を適用した場合、既存構造物の解体により発生する産業廃棄物の最終処分量は、32.2 トンと予測します。

アスベストについては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の法令等に基づき、工事着手前に石綿含有建築材料の使用状況を調査し、使用が確認された場合には、飛散等のないよう適切な措置を講じた上で除去し、全量を適正に処理します。

表 6.3-12 既存構造物の解体により発生する産業廃棄物発生量及び最終処分量

区分	産業廃棄物						アスベスト	
	コンクリート	7377アト	木くず (木材、樹木)	金属くず	混合 廃棄物	飛散性	非飛散性	
市会棟1号 SRC 造	6.0	215.3	23.3	477.2	52.4	27.0	5.8	
市会棟2号 RC 造	572.8	45.1	6.1	27.5	12.8	0.8	0.3	
市会棟3号 RC 造	967.2	76.2	10.3	46.4	21.6	1.3	0.5	
中庭棟 S 造	979.2	60.1	10.9	158.3	45.5	7.1	22.5	
発生量	2,525.2	396.7	50.6	709.4	132.3	36.2	29.1	
①	3,814.2							65.3
再資源化率 <sup>②</sup> (%) ②	100.0	100.0	98.8	97.9	87.4	—	—	
最終処分量	0.0	0.0	0.6	14.9	16.7	36.2	29.1	
③=①-(①×②/100)	32.2							65.3

注) 再資源化率は、表 6.3-11 に示した再資源化率より設定しました。

**大気質 p.6.4-40**

＜準備書＞

キ 環境の保全のための措置  
 環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.4-31 に示す内容を実施します。  
 この環境の保全のための措置は、工事中に適切に講ずること、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量を抑制できるものと考えます。

表 6.4-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。</li> <li>工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>建設機械の省燃費運転を推進します。</li> <li>正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>

ク 評価

建設機械の稼働に伴う大気質への影響濃度は、二酸化窒素で0.013ppm、浮遊粒子状物質で0.0030mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度（年平均値）に対する影響割合は、二酸化窒素で41.9%、浮遊粒子状物質で12.0%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値（年間 98%値、2%除外値）に換算した結果は、環境基準に適合しています。

また、1時間値に関する最大着地濃度出現地点での建設機械の稼働に伴う影響濃度は、二酸化窒素で0.070ppm、浮遊粒子状物質で0.071mg/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標である二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m<sup>3</sup>を下回ると予測します。

工事の実施にあたっては、より優れた排出ガス対策型建設機械を極力採用していくとともに、建設機械の集中稼働を避けた合理的な工事計画を検討していきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中においては、大気質への影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「年平均値：周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」「日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間98%値が0.06ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」「1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

＜修正案＞

キ 環境の保全のための措置  
 環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.4-31 に示す内容を実施します。  
 この環境の保全のための措置は、工事中に適切に講ずること、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量を抑制できるものと考えます。

表 6.4-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。</li> <li>工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>建設機械の省燃費運転を推進します。</li> <li>正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>

ク 評価

建設機械の稼働に伴う大気質への影響濃度は、二酸化窒素で0.013ppm、浮遊粒子状物質で0.0030mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度（年平均値）に対する影響割合は、二酸化窒素で41.9%、浮遊粒子状物質で12.0%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値（年間 98%値、2%除外値）に換算した結果は、環境基準に適合しています。

また、1時間値に関する最大着地濃度出現地点での建設機械の稼働に伴う影響濃度は、二酸化窒素で0.070ppm、浮遊粒子状物質で0.071mg/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標である二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m<sup>3</sup>を下回ると予測します。

ただし、建設機械の稼働に伴う大気質への影響割合は、特に二酸化窒素濃度について41.9%と高くなっていることから、工事の実施にあたっては、より優れた排出ガス対策型建設機械を極力採用していくとともに、建設機械の集中稼働を避けた合理的な工事計画を検討していく等の措置を講じ、さらなる大気質への影響低減に努めていきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中においては、大気質への影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「年平均値：周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」「日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間98%値が0.06ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」「1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

地盤 p.6.7-16

<準備書>

(5) 予測結果

対象事業実施区域内における既存ボーリング調査結果によると、地表面から約 6~47mの深さでN値が50以上となる泥岩層または砂礫層が出現するとされています。

現時点で想定される山留壁の想定根入深さと予定掘削底のイメージ図は、図 6.7-6 に示すとおりです。

本事業では、今後、対象事業実施区域内でボーリングの実測調査を改めて実施し、地盤の状況を確認したうえで工法を確定していきます。現時点では、掘削部の外周に剛性と遮水性の高い山留壁を地上面から約 20m程度構築し、地下水位を制御しながら掘削工事を行えるディープウェル工法<sup>注)</sup>を用いることで、施工上の安全を確保しつつ、周辺の地下水位の著しい変動を回避していく計画としています。

そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性が低くなり、地盤沈下は回避できるものと予測します。

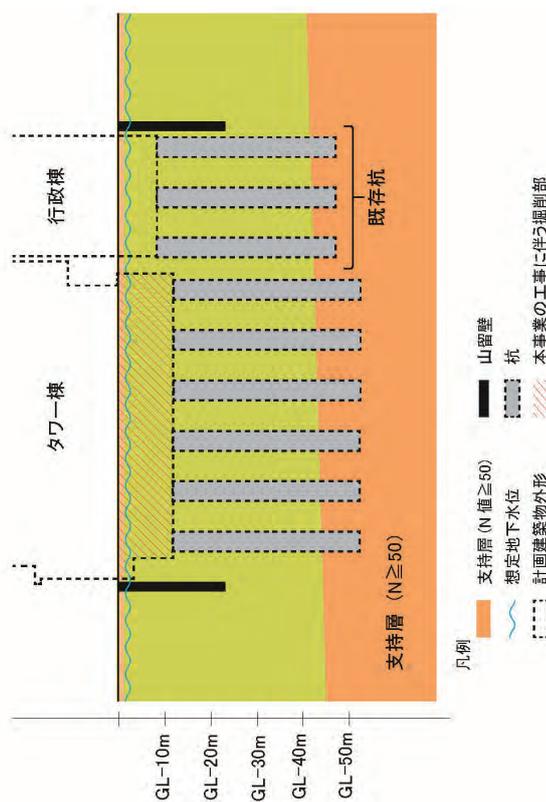


図 6.7-6 山留壁の想定根入深さと予定掘削底のイメージ図

注) ディープウェル工法

排水用の深井戸 (ディープウェル) を掘削し、水中ポンプあるいは水中モーターポンプにより井戸内の地下水を汲み上げながら掘削を行う工法です。山留壁の内側の地下水位を十分に下げること、工事の作業性を確保し、湧水の防止、地下水圧の軽減を図ります。砂層や砂礫層等の透水性の良い地盤を対象としています。

<修正案>

(5) 予測結果

対象事業実施区域内における既存ボーリング調査結果によると、地表面から約 6~47mの深さでN値が50以上となる泥岩層または砂礫層が出現するとされています。

現時点で想定される山留壁の想定根入深さと予定掘削底のイメージ図は、図 6.7-6 に示すとおりです。

本事業では、今後、対象事業実施区域内でボーリングの実測調査を改めて実施し、地盤の状況を確認したうえで工法を確定していきます。現時点では、掘削部の外周の浸透性の低いシルト層に剛性と遮水性の高い山留壁を地上面から約 20m程度構築し、山留壁からの地下水の湧出を防ぎ、周辺の地下水位の著しい変動を回避しながら掘削を行う計画としています。

さらに、ディープウェル工法<sup>注)</sup>を用いて山留壁の内側の水位を十分に下げ、施工上の安全及び工事の作業性を確保していく予定です。

以上のことから、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性が低くなり、地盤沈下は回避できるものと予測します。

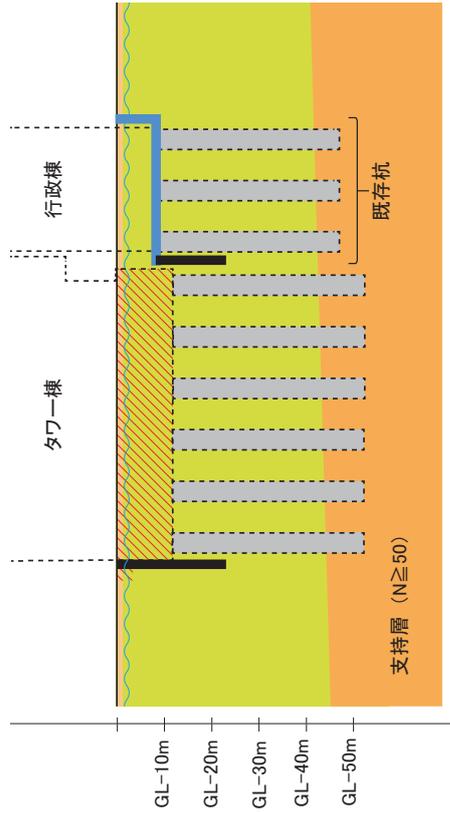


図 6.7-6 山留壁の想定根入深さと予定掘削底のイメージ図

注) ディープウェル工法  
排水用の深井戸 (ディープウェル) を掘削し、水中ポンプあるいは水中モーターポンプにより井戸内の地下水を汲み上げながら掘削を行う工法です。山留壁の内側の地下水位を十分に下げること、工事の作業性を確保し、湧水の防止、地下水圧の軽減を図ります。

地盤 p.6.7-17

<準備書>

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、掘削工事中の地盤沈下を回避・低減させるため、表 6.7-7 に示すとおり実施します。

表 6.7-7 環境の保全のための措置（地下掘削工事に伴う地盤沈下）

環境の保全のための措置	
区分	
【工事中】 地下掘削	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下掘削では、剛性と遮水性の高い山留壁を構築し、山留壁からの地下水の湧出を極力防止します。</li> <li>工事中は、山留壁の変位の計測管理を行います。また、対象事業実施区域周辺の歩道において地盤沈下が発生していないか監視します。</li> <li>地下水位を制御しながら掘削工事を行えるディープウェル工法を採用することで、地盤沈下を回避していきます。</li> <li>計画建築物は堅固な地盤に支持させます。</li> </ul>

(7) 評価

地下掘削にあたっては、剛性と遮水性の高い山留壁を構築し、地下水位を制御しながら掘削工事を行えるディープウェル工法を用いることで、施工上の安全を確保しつつ、周辺の地下水の著しい変動を回避していく計画としています。そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性は低くなり、地盤沈下は回避できるものと考えます。

そのため、環境保全目標「掘削工事に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。

<修正案>

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、掘削工事中の地盤沈下を回避・低減させるため、表 6.7-7 に示すとおり実施します。

表 6.7-7 環境の保全のための措置（地下掘削工事に伴う地盤沈下）

環境の保全のための措置	
区分	
【工事中】 地下掘削	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下掘削では、透水性の低いシルト層に剛性と遮水性の高い山留壁を構築し、山留壁からの地下水の湧出を極力防止し、周辺の地盤沈下を回避します。</li> <li>工事中は、山留壁の変位の計測管理を行います。また、対象事業実施区域周辺の歩道において地盤沈下が発生していないか監視します。</li> <li>ディープウェル工法を採用することで山留壁の内側の水位を十分に下げ、施工上の安全及び工事の作業性を確保して掘削を行います。</li> <li>計画建築物は堅固な地盤に支持させます。</li> </ul>

(7) 評価

地下掘削にあたっては、透水性の低いシルト層に剛性と遮水性の高い山留壁を構築し、周辺の地下水の著しい変動の影響を回避するとともに、ディープウェル工法を用いて山留壁の内側の水位を十分に下げ、施工上の安全及び工事の作業性を確保しつつ施工する計画としています。そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性は低くなり、地盤沈下は回避できるものと考えます。

そのため、環境保全目標「掘削工事に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。

大気質 p.6.4-19

<準備書>

- (カ) 「石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準」  
(令和2年4月、横浜市環境創造局)
- この基準では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の第90条の規定により、石綿排出作業による大気汚染を防止するため、吹き付け石綿の除去等の処理に関する遵守事項等について定められています。
- (キ) 「生活環境保全推進ガイドライン」(平成31年3月、横浜市環境創造局)
- このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。
- 大気環境の保全のための具体的取組の概要として、以下の3点が示されています。
- ・「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
  - ・「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
  - ・「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

2 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表6.4-20に示すとおり設定しました。

表 6.4-20 環境保全目標 (大気質)

区分	環境保全目標
【工事中】建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ・年平均値：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【工事中】工事用車両の走行	・日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間98%値が0.06ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
【供用後】建物の供用	・1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
【供用後】関連車両の走行	石綿含有建材の使用が確認された場合において、石綿排出作業を実施する際は、法令等に基づいた飛散防止措置等を行い、周辺環境へ石綿を飛散させないこと。
【工事中】建物の建設	

<修正案>

- (カ) 「石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準」  
(令和2年4月、横浜市環境創造局)
- この基準では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の第90条の規定により、石綿排出作業による大気汚染を防止するため、吹き付け石綿の除去等の処理に関する遵守事項等について定められています。
- (キ) 「生活環境保全推進ガイドライン」(平成31年3月、横浜市環境創造局)
- このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。
- 大気環境の保全のための具体的取組の概要として、以下の3点が示されています。
- ・「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
  - ・「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
  - ・「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

2 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表6.4-20に示すとおり設定しました。

表 6.4-20 環境保全目標 (大気質)

区分	環境保全目標
【工事中】建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ・年平均値：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【工事中】工事用車両の走行	・日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間98%値が0.04ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
【供用後】建物の供用	・1時間値：二酸化窒素0.2ppm、浮遊粒子状物質0.20mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
【供用後】関連車両の走行	石綿含有建材の使用が確認された場合において、石綿排出作業を実施する際は、法令等に基づいた飛散防止措置等を行い、周辺環境へ石綿を飛散させないこと。
【工事中】建物の建設	

※二酸化窒素の日平均値の保全目標の修正に伴い、各予測事項の評価の記述等についても同様に、保全目標の設定値を「0.06ppm」から「0.04ppm」へ修正します。

<修正案>

キ 環境の保全のための措置  
 環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.4-31 に示す内容を実施します。  
 この環境の保全のための措置は、工事中に適切に講ずること、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量を抑制するよう努めます。

表 6.4-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。</li> <li>工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>建設機械の省燃費運転を推進します。</li> <li>正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>建設養生士の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>

ク 評価

建設機械の稼働に伴う大気質への影響濃度は、二酸化窒素で 0.013ppm、浮遊粒子状物質で 0.0030mg/m<sup>3</sup> となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度（年平均値）に対する影響割合は、二酸化窒素で 41.9%、浮遊粒子状物質で 12.0% と予測しました。なお、予測した年平均値を日平均値（年間 98% 値、2% 除外値）に換算した結果は、環境基準に適合しています。

また、1 時間値に関する最大着地濃度出現地点での建設機械の稼働に伴う影響濃度は、二酸化窒素で 0.070ppm、浮遊粒子状物質で 0.071mg/m<sup>3</sup> であり、環境保全目標である二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m<sup>3</sup> を下回ると予測します。

ただし、建設機械の稼働に伴う大気質への影響割合は、特に二酸化窒素濃度について 41.9% と高くなっていることから、工事の実施にあたっては、より優れた排出ガス対策型建設機械を極力採用していくとともに、建設機械の集中稼働を避けた合理的な工事計画を検討していく等の措置を講じ、さらなる大気質への影響低減に努めていきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中においては、大気質への影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「年平均値：周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」「日平均値：浮遊粒子状物質は日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えないこと。」「1 時間値：二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m<sup>3</sup> を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

二酸化窒素濃度は、環境保全目標「日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと」を上回ると予測しましたが、現地調査における日平均値の最大値（冬季に 0.04ppm）が既に環境保全目標と同値であることを踏まえ、環境の保全のための措置を徹底することで、極力、工事中の二酸化窒素濃度が予測結果を超過することがないように努めていきます。

※上欄付き部分…第 15 回審査会指図書事項への対応  
 網掛け部分…第 17 回審査会指図書事項への対応

<準備書>

大気質 p.6.4-40

キ 環境の保全のための措置  
 環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.4-31 に示す内容を実施します。  
 この環境の保全のための措置は、工事中に適切に講ずること、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量を抑制できるものと考えます。

表 6.4-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。</li> <li>工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>建設機械の省燃費運転を推進します。</li> <li>正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>建設養生士の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>

ク 評価

建設機械の稼働に伴う大気質への影響濃度は、二酸化窒素で 0.013ppm、浮遊粒子状物質で 0.0030mg/m<sup>3</sup> となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度（年平均値）に対する影響割合は、二酸化窒素で 41.9%、浮遊粒子状物質で 12.0% と予測しました。なお、予測した年平均値を日平均値（年間 98% 値、2% 除外値）に換算した結果は、環境基準に適合しています。

また、1 時間値に関する最大着地濃度出現地点での建設機械の稼働に伴う影響濃度は、二酸化窒素で 0.070ppm、浮遊粒子状物質で 0.071mg/m<sup>3</sup> であり、環境保全目標である二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m<sup>3</sup> を下回ると予測します。

工事の実施にあたっては、より優れた排出ガス対策型建設機械を極力採用していくとともに、建設機械の集中稼働を避けた合理的な工事計画を検討していく等の措置を講じていきます。

このように、予測結果を踏まえ、工事中においては、大気質への影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じていくため、環境保全目標「年平均値：周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」「日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えないこと。」「1 時間値：二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m<sup>3</sup> を超えないこと。」は達成されるものと考えます。

<修正案>

表 6.4-29 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>(注)</sup>
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.031	0.051	0.025	0.052

注) 環境基準：二酸化窒素は0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。  
環境保全目標：二酸化窒素は0.04ppm、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

大気質 p.6.4-37

<準備書>

表 6.4-29 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値注)	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値注)
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.031	0.051	0.025	0.052

注) 二酸化窒素の環境基準は0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質の環境基準は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

大気質 p.6.4-50

表 6.4-37 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>(注)</sup>	
工事用車両の走行に伴う大気環境への影響	地点 a 一般国道 16 号	0.018181	0.038	0.0220202	0.049
	地点 b 市道伊勢佐木町第 82 号線	0.018254	0.038	0.0220262	0.049
	地点 c 市道伊勢佐木町第 82 号線	0.018131	0.038	0.0220150	0.049
	地点 d 市道関内本牧線第 7002 号線	0.018211	0.038	0.0220244	0.049
	地点 e 市道新港第 78 号線	0.018195	0.038	0.0220219	0.049
	北東側	0.018181	0.038	0.0220202	0.049
	南西側	0.018174	0.038	0.0220196	0.049
	北東側	0.018254	0.038	0.0220262	0.049
	南西側	0.018131	0.038	0.0220150	0.049
	北東側	0.018236	0.038	0.0220251	0.049
南西側	0.018235	0.038	0.0220252	0.049	
北東側	0.018171	0.038	0.0220204	0.049	
南西側	0.018211	0.038	0.0220244	0.049	
東側	0.018195	0.038	0.0220219	0.049	
西側	0.018167	0.038	0.0220193	0.049	

注) 二酸化窒素の環境基準は0.06ppm以下、浮遊粒子状物質の環境基準は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

大気質 p.6.4-63

表 6.4-47 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>
建物の供用（設備機器の稼働）に伴う大気環境への影響	0.0180046	0.039

注) 二酸化窒素の環境基準は0.06ppm以下。

表 6.4-37 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>(注)</sup>	
工事用車両の走行に伴う大気環境への影響	地点 a 一般国道 16 号	0.018181	0.038	0.0220202	0.049
	地点 b 市道伊勢佐木町第 82 号線	0.018254	0.038	0.0220262	0.049
	地点 c 市道伊勢佐木町第 82 号線	0.018131	0.038	0.0220150	0.049
	地点 d 市道関内本牧線第 7002 号線	0.018211	0.038	0.0220244	0.049
	地点 e 市道新港第 78 号線	0.018195	0.038	0.0220219	0.049
	北東側	0.018181	0.038	0.0220202	0.049
	南西側	0.018174	0.038	0.0220196	0.049
	北東側	0.018254	0.038	0.0220262	0.049
	南西側	0.018131	0.038	0.0220150	0.049
	北東側	0.018236	0.038	0.0220251	0.049
南西側	0.018235	0.038	0.0220252	0.049	
北東側	0.018171	0.038	0.0220204	0.049	
南西側	0.018211	0.038	0.0220244	0.049	
東側	0.018195	0.038	0.0220219	0.049	
西側	0.018167	0.038	0.0220193	0.049	

注) 環境基準：二酸化窒素は0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。  
環境保全目標：二酸化窒素は0.04ppm、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

表 6.4-47 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>
建物の供用（設備機器の稼働）に伴う大気環境への影響	0.0180046	0.039

注) 環境基準：0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下。  
環境保全目標：0.04ppmを超えないこと。

<修正案>

表 6.4-49 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>(注)</sup>
建物の供用 (地下駐車場の利用) に伴う大気環境への影響	0.0180021	0.039	0.0220007	0.049

注) 環境基準：二酸化窒素は0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。  
環境保全目標：二酸化窒素は0.04ppm、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

表 6.4-51 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>(注)</sup>
建物の供用に伴う 大気環境への影響	0.0180046	0.039	0.0220007	0.049

注) 環境基準：二酸化窒素は0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。  
環境保全目標：二酸化窒素は0.04ppm、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

表 6.4-56 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
		年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>*</sup>
関連車両の 走行に伴う 大気環境への 影響	地点 a 一般国道 16 号	北東側 0.018148	0.038
	南西側 0.018142	0.038	
	地点 b 市道伊勢佐木町 第 82 号線	北東側 0.018228	0.038
	南西側 0.018118	0.038	
	地点 c 市道伊勢佐木町 第 82 号線	北東側 0.018196	0.038
	南西側 0.018194	0.038	
	地点 d 市道関内本牧線 第 7002 号線	北東側 0.018135	0.038
	南西側 0.018167	0.038	
	地点 e 市道新港 第 78 号線	東側 0.018155	0.038
	西側 0.018131	0.038	

注) 環境基準：二酸化窒素は0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。  
環境保全目標：二酸化窒素は0.04ppm、浮遊粒子状物質は0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

<準備書>

大気質 p.6.4-64

表 6.4-49 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>(注)</sup>
建物の供用 (地下駐車場の利用) に伴う大気環境への影響	0.0180021	0.039	0.0220007	0.049

注) 二酸化窒素の環境基準は0.06ppm以下、浮遊粒子状物質の環境基準は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

大気質 p.6.4-65

表 6.4-51 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>(注)</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>(注)</sup>
建物の供用に伴う 大気環境への影響	0.0180046	0.039	0.0220007	0.049

注) 二酸化窒素の環境基準は0.06ppm以下、浮遊粒子状物質の環境基準は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

大気質 p.6.4-73

表 6.4-56 年平均値から日平均値への換算結果

予測項目	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
		年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値 <sup>*</sup>
関連車両の 走行に伴う 大気環境への 影響	地点 a 一般国道 16 号	北東側 0.018148	0.038
	南西側 0.018142	0.038	
	地点 b 市道伊勢佐木町 第 82 号線	北東側 0.018228	0.038
	南西側 0.018118	0.038	
	地点 c 市道伊勢佐木町 第 82 号線	北東側 0.018196	0.038
	南西側 0.018194	0.038	
	地点 d 市道関内本牧線 第 7002 号線	北東側 0.018135	0.038
	南西側 0.018167	0.038	
	地点 e 市道新港 第 78 号線	東側 0.018155	0.038
	西側 0.018131	0.038	

※二酸化窒素の環境基準は0.06ppm以下、浮遊粒子状物質の環境基準は0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

**風害 p.6.10-23**

<準備書>

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、供用後の風環境改善の観点から、表6.10-9に示すとおり実施します。  
 これら環境の保全のための措置は、計画立案時から検討している建物形状に対する措置のほか、計画建築物の供用後に継続して実施する措置としました。

表 6.10-9 環境の保全のための措置 (計画建築物による風環境の変化の程度)

区分	環境の保全のための措置
【供用後】 建物の存在	<p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上部へのタワー棟の高層部からの吹き下ろし風や回り込み風の低減を目的として、低層部を基礎形状とするほか、庇の設置及び北西部の一部切欠きを実施します。</li> <li>・風環境評価結果を踏まえ、防風効果のある高さ 7～8m程度の防風植栽（常緑樹）を整備します。</li> <li>・地上部において、防風植栽の他にも四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得ていきます。</li> </ul> <p>【工事着手前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内に残る既存樹木（常緑樹）は、現市庁舎街区のレガシー（遺産）として、また、地域のシンボルツリー群として極力現位置保存させることを検討していきます。</li> </ul> <p>【供用後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行います。</li> <li>・強風時には見回り点検や清掃等を実施します。</li> </ul>

<修正案>

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、供用後の風環境改善の観点から、表6.10-9に示すとおり実施します。  
 これら環境の保全のための措置は、計画立案時から検討している建物形状に対する措置のほか、計画建築物の供用後に継続して実施する措置としました。

表 6.10-9 環境の保全のための措置 (計画建築物による風環境の変化の程度)

区分	環境の保全のための措置
【供用後】 建物の存在	<p>【計画立案時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上部へのタワー棟の高層部からの吹き下ろし風や回り込み風の低減を目的として、低層部を基礎形状とするほか、庇の設置及び北西部の一部切欠きを実施します。</li> <li>・風環境評価結果を踏まえ、防風効果のある高さ 7～8m程度の防風植栽（常緑樹）を整備します。</li> <li>・地上部において、防風植栽の他にも四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得ていきます。</li> </ul> <p>【工事着手前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内に残る既存樹木（常緑樹）は、現市庁舎街区のレガシー（遺産）として、また、地域のシンボルツリー群として極力現位置保存させることを検討していきます。</li> </ul> <p>【供用後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行います。</li> <li>・強風時には見回り点検や清掃等を実施します。</li> </ul>

(7) 評価

風洞実験により、供用後は、対象事業実施区域外の多くの地点で一般的な住宅街において許容される風環境（村上式評価のランク1もしくは2）が維持できますが、対象事業実施区域の近接地においてランク3が出現すると予測します。この予測地点は、防風効果のある植栽を対象事業実施区域内に配置する、タワー棟低層部に庇を設置し、北西の一部を切欠きにするといった防風対策を講じることで、風環境の改善効果を得られると予測します。

さらに、本事業では、地上部において、防風植栽の他にも四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得ていきます。また、風洞実験において検討した防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行うことで、風の低減効果が継続的に確保されるようにしていきます。

風環境改善のためにこのような環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「計画建築物の存在による風環境の変化が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

(7) 評価

風洞実験により、供用後は、対象事業実施区域外の多くの地点で一般的な住宅街において許容される風環境（村上式評価のランク1もしくは2）が維持できますが、対象事業実施区域の近接地においてランク3が出現すると予測します。この予測地点は、防風効果のある植栽を対象事業実施区域内に配置する、タワー棟低層部に庇を設置し、北西の一部を切欠きにするといった防風対策を講じることで、風環境の改善効果を得られると予測します。

ランク3が出現すると予測した地点及びその周辺の用途地域は商業地域であり、実際の土地利用状況も業務・商業用地であることを踏まえると、事務所街として許容される風環境であると考えます。ただし、現況に比べるとランクが悪化する予測結果であることから、本事業の実施にあたっては、防風植栽の他にも、さらに四季折々の魅力を感じられる植栽を行い、これら樹木により予測結果以上の風環境の改善効果を得られるよう努めます。

また、風洞実験において検討した防風対策が有効に効果を発揮できるよう、防風植栽を含めた全ての植栽の維持管理を適正に行うことで、風の低減効果が継続的に確保されるようにしていきます。

風環境改善のためにこのような環境の保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標「計画建築物の存在による風環境の変化が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。

②令和2年度第17回横浜市環境影響評価審査会における御質問等への回答

・地域社会（交通混雑・歩行者の安全）

御質問の内容	事業者の回答
<p>調査地点として7ヶ所の信号交差点を選定されていますが、p.6.12-14③で渋滞長の調査は「地点7 ハマスタ入口交差点」でしか行われていないのはなぜでしょうか。</p> <p>「現況で交差点処理が困難（交差点需要率が0.9超、車線混雑度が1.0超）になっている交差点はありません。」とされていますが、渋滞している場合に停止線通過交通量を測ってもそれは交通需要ではないので、正しい需要率は求まりません。</p> <p>図6.12-9のフロー図にも示されているように、「需要交通量」の設定には「自動車交通量」の状況だけでなく「渋滞・滞留の状況」の情報も必要です。地点7だけでなくすべての交差点での渋滞・滞留状況の調査が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>渋滞長に関しては、県警と事前相談した結果、「地点7 ハマスタ入口交差点」についての調査を実施しました。調査対象としてハマスタ入口交差点を選定した理由は、ここがすべての入庫車両が集中する箇所であるためです。</p> <p>また、地点1～6の各交差点については渋滞状況の目視確認を行っており、一回の信号で捌ききれない交差点は、「地点3 関内駅南口交差点」の高速道路から下ってくる右左折の車線が平日夕方の時間帯に一時的に捌け残る状況が確認された以外には存在しませんでした。地点3における一時的な捌け残りは、信号現示の青秒数が平日昼間に概ね27秒であったものが、夕方に12秒と極端に短くなるタイミングがあり、その際に確認されたものです。</p>

- ③その他
  - ・埋蔵文化財包蔵地の周知について

<準備書>

地域概況：埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況について

2)周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡

調査区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地・遺跡の分布状況は、表 3.2-23 及び図 3.2-20 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域の西約 1.0km に 1 箇所、北西約 1.3km 周辺に 2 箇所、西北西約 1.3km に 1 箇所、東南東約 1.4km 周辺に 3 箇所、南西約 2.0km に 1 箇所の埋蔵文化財包蔵地（貝塚、古墳、散布地、城跡、集落跡）が分布しています。

そのほか、中区に 11 箇所の近代遺跡が分布しています。  
なお、埋蔵文化財包蔵地・遺跡としては指定されていませんが、本事業の対象事業実施区域には、二代目横浜市庁舎基礎遺構が存在しています。

<修正案>

2)周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

調査区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の分布状況は、表 3.2-23 及び図 3.2-20 に示すとおりです。

本事業の対象事業実施区域内には二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在しており、令和 2 年 12 月に埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として周知されています。

対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域の西約 1.0km に 1 箇所、北西約 1.3km 周辺に 2 箇所、西北西約 1.3km に 1 箇所、東南東約 1.4km 周辺に 3 箇所、南西約 2.0km に 1 箇所の埋蔵文化財包蔵地（貝塚、古墳、散布地、城跡、集落跡）が分布しています。

そのほか、中区に 11 箇所の近代遺跡が分布しています。

表 3.2-23 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	遺跡名・内容
A	紅葉ヶ丘 9-1 付近	集落跡	宅地	台地上	縄文・弥生	横浜市西区 No-15 遺跡 平成 15 年調査、住居跡(弥生)
B	宮崎町 64 付近	貝塚	神社	台地斜面	縄文(後期)	伊勢山貝塚、伊勢山皇大神宮 墓、大部分破壊
C	老松町 21 付近	散布地	宅地	台地上	縄文	横浜市水道局野毛山配水池 付近、破壊
D	日ノ出町 1 丁目 83 付近	古墳	宅地	斜面	古墳	横浜太田古墳、破壊
E	山手町 97 付近	貝塚	荒地・崖	台地上・斜面	縄文(中期)	元町貝塚
F	山手町 77 付近	貝塚	墓地・公園	台地上・斜面	縄文(中・後期)	山手貝塚、外国人墓地及び元町公園敷地内
G	中区花咲町 3-36	工場跡(ガス製造所)	学校	砂州上	近代(明治初期～大正末期)	横浜瓦斯会社跡(横浜瓦斯局跡)
H	山谷 23 付近	集落跡 貝塚	宅地	台地上	縄文(後期)	稲荷山貝塚、平成 12 年調査、 貝塚、住居跡(縄文)、根岸米 軍施設敷敷内、大部分破壊
I	本町 6 丁目 61 番 1 外	近代建物跡	宅地	埋立低地	近代	新港埠頭旧横浜税関事務所跡
J	中区新港一丁目	港湾施設(税関事務所跡)	公園	砂州上	近代(大正期)	新港埠頭旧横浜税関発電所跡
K	新港一丁目 6-2 付近	港湾施設	新港分岡敷地等	埋立地	近代(明治・大正)	新港埠頭旧横浜税関発電所跡 第一号上屋跡・道路跡・物揚 場付階段跡
L	北仲通 1 丁目	都市遺跡	県庁敷地	砂州上	近世・近代	山下居留地遺跡
M	山手町 48・53・55 番地 49 番地の一部	都市遺跡	宅地	砂州上	近代・近世	フランス波止場跡
N	中区山下町 279	港湾施設(波止場跡)	公園	砂州上	近世・近代(戦末～大正末期)	フランス波止場跡
O	中区元町 1 丁目 77-4 他 1	工場(船舶給水関連施設)跡	公園	台地上	近代(明治期)	ジュエラルール水屋敷地下貯水槽跡
P	中区諏訪町 29	工場(醸造関連)跡	学校	台地上	近代(明治期～大正末期)	ビール醸造所地下貯水槽跡
Q	山手町 99	散布地	宅地	台地上	縄文・古墳・近代	アメリカ海軍病院跡 現：横浜地方気象台
R	中区山手町 186	外国公使館跡	公園	台地上	近代(明治中期～大正末期)	フランス領事官邸跡
S	中区海岸通 1 丁目他	港湾施設(税関施設、防波堤跡)	公園	砂州上	近代(明治中期～大正末期)	旧横浜税関・象の鼻跡 現：象の鼻パーク
T	中区港町 1 丁目 1 番地	近代(横浜)遺跡	宅地	埋立地	近代(明治期)	現：二丁目旧横浜役所跡

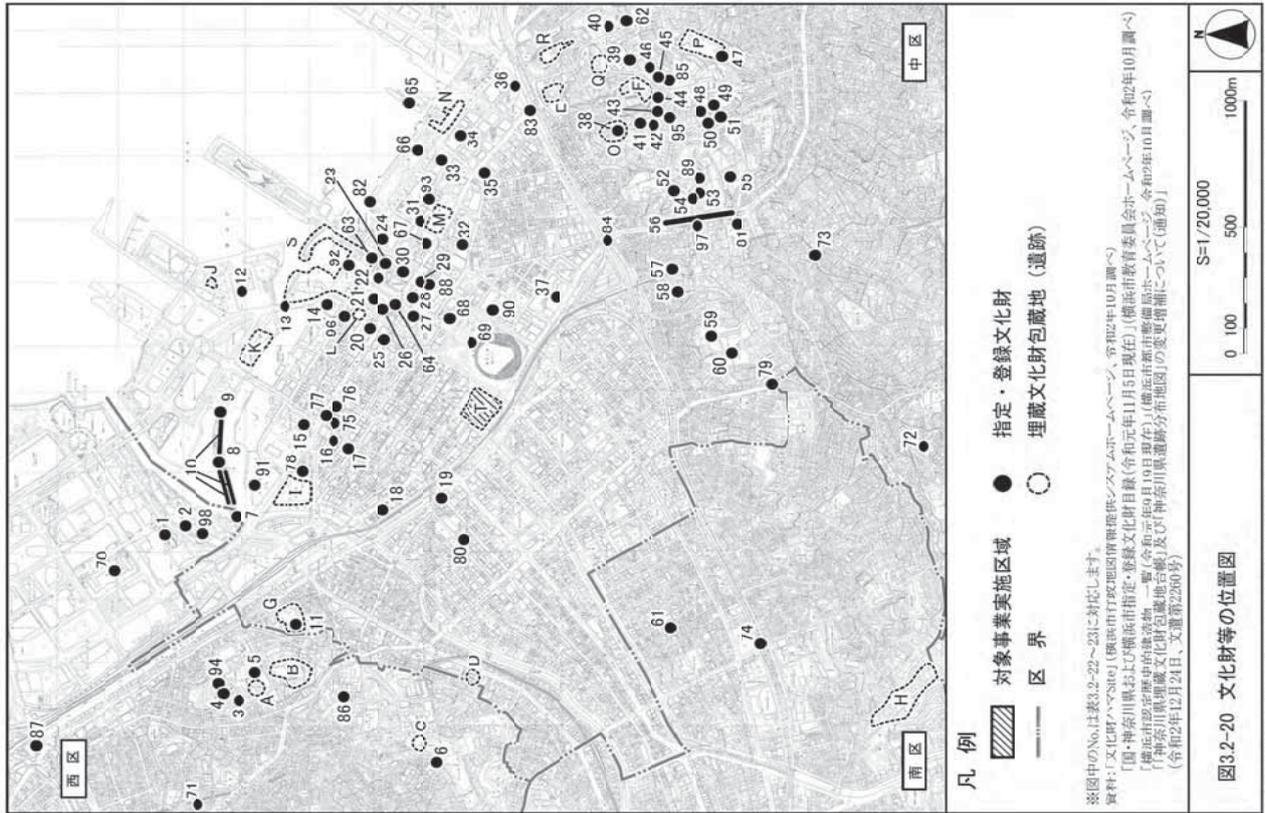
※表中の No. は図 3.2-20 に対応します。

資料：「文化財ハマ Site」(横浜市行政地図情報提供システムホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

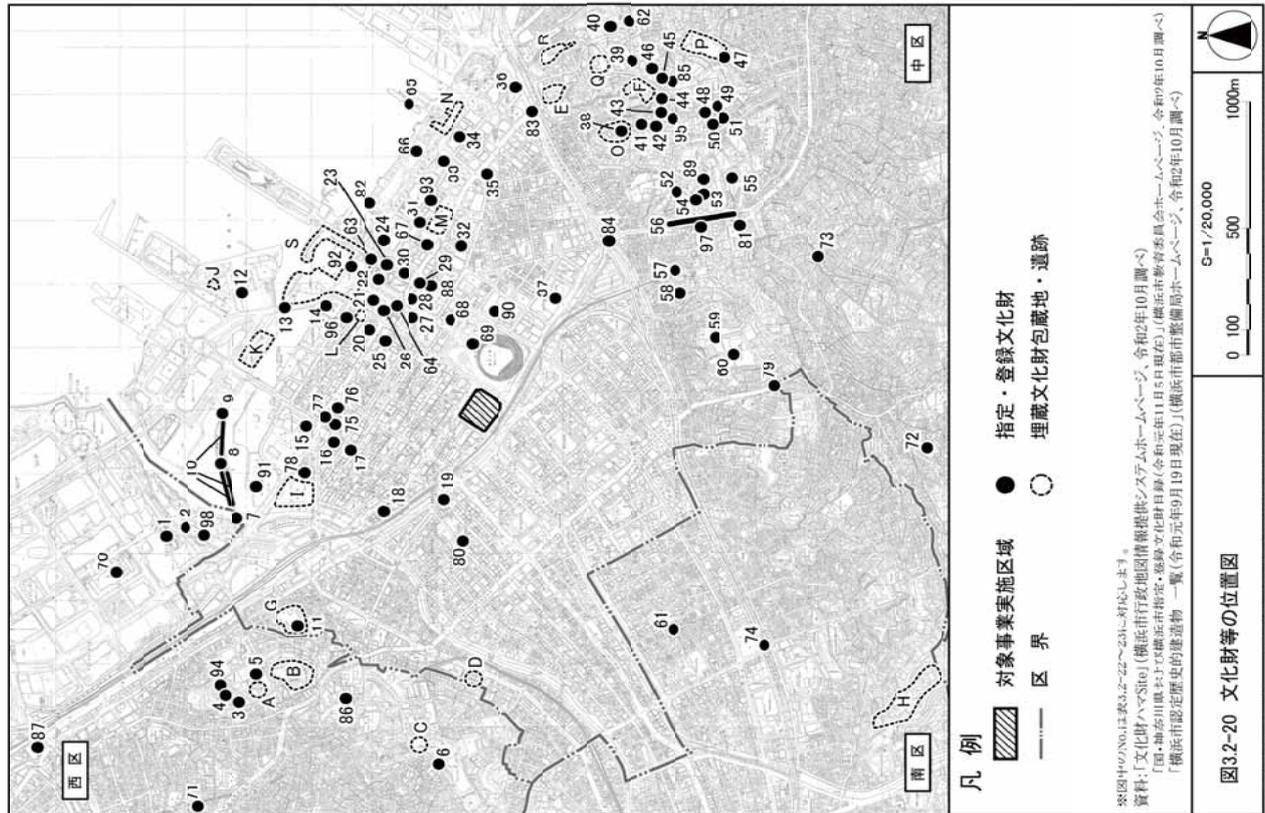
「神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳」及び「神奈川県遺跡分布地図」の変更増補について (通知)

(令和 2 年 12 月 24 日、文通第 2260 号)

<修正案>



<準備書>



<修正案>

表 5.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目		区分				工事中		使用後					
	環境影響 評価項目	細目	環境影響要因				建設機械の稼働	工事用車両の走行	地下掘削	建築物の建設	施設の存在	施設の使用		
			温室効果ガス	動物	植物	生態系							水循環	
環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											
身近な 自然環境の 保全・再生・創造	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											
安心して 快適に生活できる 生活環境の保全	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											
文化財等	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											

※●は選定した項目を示します。

<準備書>

表 5.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目		区分				工事中		使用後					
	環境影響 評価項目	細目	環境影響要因				建設機械の稼働	工事用車両の走行	地下掘削	建築物の建設	施設の存在	施設の使用		
			温室効果ガス	動物	植物	生態系							水循環	
環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											
身近な 自然環境の 保全・再生・創造	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											
安心して 快適に生活できる 生活環境の保全	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											
文化財等	環境影響 評価項目	細目	温室効果ガス	動物	植物	生態系	水循環							
			動物	植物	生態系									
			植物	生態系										
			生態系											
			水循環											
			温室効果ガス											
			動物											
			植物											
			生態系											
			水循環											

※●は選定した項目を示します。

<修正案>

表 5.2-2(4) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

大項目	環境影響評価項目		選定した理由・選定しない理由
	大項目	細目	
地域社会	×	地域分断	本事業の工事に伴い、地域分断するような交通経路の遮断は行いませんので、環境影響評価項目として選定しません。 なお、工事中は、適切な位置に交通誘導員を適宜配置し、現状の歩行空間を分断せず、歩行者の安全を確保していきます。また、横浜公園でのイベント開催時には、必要に応じて、交通誘導員の増員や歩行者通路幅の確保、工事用車両の搬出入時間調整等の対策を検討します。
		交通混雑	工事用車両の走行が、周辺道路の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
		歩行者の安全	本事業の工事が、対象事業実施区域外周の歩道等の安全性に影響を生じさせる可能性があるため、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。
		景観	本事業の工事に伴って設置する仮設物は、設置期間が一時的であり、また、対象事業実施区域の周辺状況に応じた配置・規模とすることで配慮することから、環境影響評価項目として選定しません。 対象事業実施区域周辺は、1年を通じて来街者等が多く集まる地域であるため、工事にあたっては、清潔感等に配慮した仮設・養生材等の使用に努めていきます。 なお、供用後の施設の存在を対象として景観に関する予測評価を行います。
触れ合い活動の場	×	触れ合い活動の場	対象事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路はありません。 そのため、環境影響評価項目として選定しません。
		文化財等	対象事業実施区域は二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在することから埋蔵文化財包蔵地として周知されており、本事業の工事に伴って埋蔵文化財包蔵地を改変する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。

<準備書>

表 5.2-2(4) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

大項目	環境影響評価項目		選定した理由・選定しない理由
	大項目	細目	
地域社会	×	地域分断	本事業の工事に伴い、地域分断するような交通経路の遮断は行いませんので、環境影響評価項目として選定しません。 なお、工事中は、適切な位置に交通誘導員を適宜配置し、現状の歩行空間を分断せず、歩行者の安全を確保していきます。また、横浜公園でのイベント開催時には、必要に応じて、交通誘導員の増員や歩行者通路幅の確保、工事用車両の搬出入時間調整等の対策を検討します。
		交通混雑	工事用車両の走行が、周辺道路の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
		歩行者の安全	本事業の工事が、対象事業実施区域外周の歩道等の安全性に影響を生じさせる可能性があるため、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。
		景観	本事業の工事に伴って設置する仮設物は、設置期間が一時的であり、また、対象事業実施区域の周辺状況に応じた配置・規模とすることで配慮することから、環境影響評価項目として選定しません。 対象事業実施区域周辺は、1年を通じて来街者等が多く集まる地域であるため、工事にあたっては、清潔感等に配慮した仮設・養生材等の使用に努めていきます。 なお、供用後の施設の存在を対象として景観に関する予測評価を行います。
触れ合い活動の場	×	触れ合い活動の場	対象事業実施区域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路はありません。 そのため、環境影響評価項目として選定しません。
		文化財等	対象事業実施区域内に文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記録はありません。 そのため、環境影響評価項目として選定しません。 ただし、対象事業実施区域内において新たに文化財及び埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。

<修正案>

表 5.2-2(7) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用後）

大項目	環境影響評価項目		選定の有無	選定した理由・選定しない理由
	細目			
安全	火災・爆発		×	本事業では、対象事業実施区域域内において常時燃焼を伴うような設備・施設や有害物質を蓄積するような施設の設置計画はありません。施設の運営にあたっては、安全管理を徹底させていくことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩		×	
地域社会	地域分断		×	本事業の実施は、地域を分断するような交通経路の遮断を伴うものではないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑		○	
	歩行者の安全		○	関連車両の走行及び新たに発生する来街者が、周辺道路及び歩行空間の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
			○	
景観	景観		○	施設供用後において、対象事業実施区域域外周の歩道等の安全性を確保する計画としていますが、その内容を明らかにするために、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。
			○	
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場		×	計画建築物の出現により、対象事業実施区域域周辺からの景観を変化させる要因になると考えられることから、環境影響評価項目として選定します。施設供用後において対象事業実施区域域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路もありません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
			×	
文化財等	文化財等		×	対象事業実施区域域内に文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在することから埋蔵文化財包蔵地として周知されていますが、施設供用後において埋蔵文化財包蔵地を改変する計画はありません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。ただし、対象事業実施区域域内において新たに文化財及び埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。

<準備書>

表 5.2-2(7) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用後）

大項目	環境影響評価項目		選定の有無	選定した理由・選定しない理由
	細目			
安全	火災・爆発		×	本事業では、対象事業実施区域域内において常時燃焼を伴うような設備・施設や有害物質を蓄積するようない施設設置計画はありません。施設の運営にあたっては、安全管理を徹底させていくことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩		×	
地域社会	地域分断		×	本事業の実施は、地域を分断するような交通経路の遮断を伴うものではないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑		○	
	歩行者の安全		○	関連車両の走行及び新たに発生する来街者が、周辺道路及び歩行空間の交通混雑に影響を生じさせる要因になると想定されるため、環境影響評価項目として選定します。
			○	
景観	景観		○	施設供用後において、対象事業実施区域域外周の歩道等の安全性を確保する計画としていますが、その内容を明らかにするために、横浜公園でのイベント開催時も含めて環境影響評価項目として選定します。
			○	
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場		×	計画建築物の出現により、対象事業実施区域域周辺からの景観を変化させる要因になると考えられることから、環境影響評価項目として選定します。施設供用後において対象事業実施区域域内に人と自然との触れ合い活動の場はありません。また、対象事業区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場へつながる主要なアクセス道路もありません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
			×	
文化財等	文化財等		×	対象事業実施区域域内に文化財及び埋蔵文化財包蔵地の記載はありません。そのため、環境影響評価項目として選定しません。ただし、対象事業実施区域域内において新たに文化財及び埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。

6章(予測評価)追加

<予測評価 追加案>

<予測評価 追加案>

6.14 文化財等

対象事業実施区域域内には、国、神奈川県及び横浜市が指定する文化財は存在しませんが、二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在することから、神奈川県教育委員会により埋蔵文化財包蔵地として周知されています。

本事業の工事の実施により、周知の埋蔵文化財包蔵地を改変するため、その影響を把握するために、調査、予測、評価しました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の影響】

結果等の概要		参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域域内には二代目横浜市庁舎基礎遺構が存在しており、対象事業実施区域域全域が埋蔵文化財包蔵地として周知されています。</li> <li>対象事業実施区域域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。</li> </ul>	p.6.14-2
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の工事により、計画建築物の建設、外構の植栽等の設置等のために地下部の掘削を行うため、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測します。なお、本事業の実施にあたっては、工事の着工に先立って二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。また、調査で確認された埋蔵文化財については、関係機関と適正な保存方法について協議し、法令に基づき適切に対応していきます。</li> </ul>	p.6.14-4
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の着工に先立って、二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。</li> <li>調査によって確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議し、法令等に基づき適切に対応します。</li> <li>対象事業実施区域域内において新たに文化財及び埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。</li> </ul>	p.6.14-5
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の工事により、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測しますが、工事の着工に先立って埋蔵文化財調査を行い、確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議していくといった環境の保全のための措置を実施していきます。</li> </ul>	
評価	<p>そのため、環境保全目標「対象事業実施区域域内に存在する埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。」は達成されるものと考えます。</p>	p.6.14-5

※調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ア 埋蔵文化財包蔵地の状況
- イ 土地利用の状況
- ウ 関係法令・計画等

(2) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域域内としました。

(3) 調査時期

既存資料の収集・整理を適宜実施しました。

(4) 調査方法

ア 埋蔵文化財包蔵地の状況  
既存資料の収集・整理を実施しました。

イ 土地利用の状況  
既存資料の収集・整理を実施しました。

ウ 関係法令・計画等  
下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「神奈川県文化財保護条例」
- ・「横浜市文化財保護条例」

<予測評価 追加案>

ウ 関係法令・計画等  
 (ア) 「文化財保護法」(昭和25年5月30日、法律第214号)  
 文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としています。  
 土木工事等のために周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合には、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければなりません。

また、土地の所有者または占有者が出土品の出土等により貝つが、住居跡、古墳その他の遺跡と認められるものを発見したときは、埋蔵文化財の調査にあたって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならないとされています。

(イ) 「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月1日、条例第13号)

この条例は、文化財保護法の規定に基づき、文部科学大臣による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するものうち、県にとつて重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、県が行うこととされた文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって県民の文化的向上と我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。

(ウ) 「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月25日、条例第53号)

この条例は、文化財保護法の規定に基づき、横浜市の区域内に存する文化財で市とつて重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的としています。

埋蔵文化財については、教育委員会は、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で市の区域内に存するものについて、資料を整備するとともにその周知を図るよう努めなければならないとされており、また、埋蔵文化財を発見した者は、当該埋蔵文化財の損傷及び散逸の防止に努めるとともに、教育委員会が当該埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、当該埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならないとされています。

2 環境保全目標の設定

文化財等に係る環境保全目標は、表6.14-2に示すとおり設定しました。

表 6.14-2 環境保全目標 (文化財等)

区分	環境保全目標
【工事中】 地下掘削、建物の建設	・対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。

<予測評価 追加案>

(5) 調査結果  
 ア 埋蔵文化財包蔵地の状況  
 対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、表6.14-1に示すとおりです。  
 対象事業実施区域内には二代目横浜市庁舎基礎遺構等が存在しており、神奈川県教育委員会により対象事業実施区域全域が埋蔵文化財包蔵地として周知されています。

表 6.14-1 対象事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	遺跡名・内容
1	港町1丁目1番地	近代煉瓦造建築物跡	宅地	埋立地	近代 (明治期)	港町1丁目遺跡 (横浜市役所跡) <sup>注)</sup> (二代目田横)

注) 令和2年12月24日周知資料：「「神奈川県埋蔵文化財包蔵地台帳」及び「神奈川県遺跡分布地図」の変更増補について(通知)」(令和2年12月24日、文遺第2260号)

イ 土地利用の状況

対象事業実施区域は令和2年6月に移転が完了した横浜市役所の跡地です。  
 対象事業実施区域の南東側敷地境界付近には、二代目横浜市庁舎基礎遺構の一部が露出しています。  
 また、対象事業実施区域周辺の文化財及び埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の分布状況は、「3.2.9 文化財等の状況」(p.3-45~p.3-49 参照)に示したとおりです。

<予測評価 追加案>

3 予測及び評価等

(1) 予測項目

予測項目は、工事中の周知の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としました。

(2) 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

(3) 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の内容から推定する方法としました。

(5) 予測結果

本事業の工事により、計画建築物の建設、外構の植栽柵の設置等のために地下部の掘削を行うため、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測します。

なお、本事業の実施にあたっては、工事の着工に先立って二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物の埋蔵文化財調査を行います。

また、調査で確認された埋蔵文化財については、関係機関と適正な保存方法について協議し、法令に基づき適切に対応していきます。

(6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、埋蔵文化財包蔵地を適正に保存するため、表 6.14-3 に示す内容を実施します。

表 6.14-3 環境の保全のための措置（文化財等）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の着工に先立って、二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。</li> <li>・調査によって確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議し、法令等に基づき適切に対応します。</li> <li>・対象事業実施区域内において新たに文化財及び埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。</li> </ul>

(7) 評価

本事業の工事により、周知の埋蔵文化財包蔵地の一部を改変すると予測しますが、工事に先立って埋蔵文化財調査を行い、確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議していくといった環境の保全のための措置を実施していきます。

そのため、環境保全目標「対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地について、関係法令等に基づき適正に保存すること。」は達成されるものと考えます。

## 環境影響の総合的な評価

## &lt;準備書&gt;

## 第7章 環境影響の総合的な評価

横浜市では、令和2年6月の市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、また、民間活力により現市庁舎街区の有効活用を図るため、これまで地元・市民・企業・専門家等より多くの知見を集め、市民意見募集やサウンディング型市場調査により、横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会での検討が行われてきました。

検討を重ねていく中で、現市庁舎街区、港町民間街区及び教育文化センター跡地について、関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けて、事業の目的や考え方を定めた「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」、まちづくりの方針を示した「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」が策定されました。

また、平成30年10月には、横浜駅周辺やみなとみらい地区等の地域を包含していた「横浜都心・臨海地域」の都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の拡大に伴い、対象事業実施区域を含む「関内駅周辺地区」等が属することになりました。

このような背景を経て、現市庁舎街区は、平成31年1月に横浜市により、市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者公募が行われ、三井不動産、他7社で構成するグループが事業者予定者として選定されました。

本事業は、産学連携による起業促進やその効果の波及による業務機能の再生、ここに来たくなる新たな魅力の創出による観光・集客の拠点形成等により、関内・関外地区の賑わいの創出を図りたいと考えています。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、工事中では、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、地盤（地盤沈下）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の6項目、供用後では、温室効果ガス、生物多様性（動物）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、風害、安全（浸水）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の12項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、ほとんどの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足、または横浜市が定めている上位計画等と整合しているものと予測され、さらに、環境の保全のための措置を講ずることで更なる影響の低減が図れるものと考えています。

しかし、事業者としては、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと思われる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講ずることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者の実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

## &lt;修正案&gt;

## 第7章 環境影響の総合的な評価

横浜市では、令和2年6月の市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、また、民間活力により現市庁舎街区の有効活用を図るため、これまで地元・市民・企業・専門家等より多くの知見を集め、市民意見募集やサウンディング型市場調査により、横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会での検討が行われてきました。

検討を重ねていく中で、現市庁舎街区、港町民間街区及び教育文化センター跡地について、関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けて、事業の目的や考え方を定めた「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」、まちづくりの方針を示した「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」が策定されました。

また、平成30年10月には、横浜駅周辺やみなとみらい地区等の地域を包含していた「横浜都心・臨海地域」の都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の拡大に伴い、対象事業実施区域を含む「関内駅周辺地区」等が属することになりました。

このような背景を経て、現市庁舎街区は、平成31年1月に横浜市により、市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者公募が行われ、三井不動産、他7社で構成するグループが事業者予定者として選定されました。

本事業は、産学連携による起業促進やその効果の波及による業務機能の再生、ここに来たくなる新たな魅力の創出による観光・集客の拠点形成等により、関内・関外地区の賑わいの創出を図りたいと考えています。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、工事中では、廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、地盤（地盤沈下）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、文化財等の7項目、供用後では、温室効果ガス、生物多様性（動物）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、風害、安全（浸水）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の12項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、ほとんどの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足、または横浜市が定めている上位計画等と整合しているものと予測され、さらに、環境の保全のための措置を講ずることで更なる影響の低減が図れるものと考えています。

しかし、事業者としては、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと思われる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講ずることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者の実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

<修正案>

表 8.2-1 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

時期	項目	環境影響要因	選定・非選定	選定・非選定の理由
工事中	産業廃棄物 建設発生土	建物の建設	○	リサイクル率などや環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		地下掘削	○	建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響の程度としては小さいと考えられるため、選定しません。
	大気汚染	建設機械の稼働	×	本事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
		工事用車両の走行	×	既存の建築物の解体工事にあたってアスベストが使用されていた際には、法令に基づく届出等を行い、別途横浜市内に届け出ることにするため、選定しません。
		建物の建設	×	建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
	騒音	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
	振動	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
	地盤 (地盤沈下)	地下掘削		×
			×	そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性が低くなり、地盤沈下は回避できると考えられるため、選定しません。
地域社会 (交通混雑)	工事用車両の走行		×	本事業の工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響の程度は小さいと考えられること、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置によってさらに交通混雑の影響は低減できると考えられることから、選定しません。
			×	工事中の歩行者の安全性は、警備員の設置や仮設柵道を整備するなどの対応によって確保できるため、選定しません。
文化財等	地下掘削・建物の建設		○	埋蔵文化財の状況、工事の実施による改変範囲及び適正に保存されることを確認するため、選定します。

※「×」の表記は、環境に及ぼす影響が比較的大きい、または予測・評価において不確実性が大きいという観点での事後調査項目から対象外としていますが、第6章の各環境影響評価項目において「環境の保全のための措置」に記載している事項については、その実施状況を確認し、「事後調査結果報告書（工事中）」において報告していきます。

<準備書>

表 8.2-1 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

時期	項目	環境影響要因	選定・非選定	選定・非選定の理由
工事中	産業廃棄物 建設発生土	建物の建設	○	リサイクル率などや環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		地下掘削	○	建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響の程度としては小さいと考えられるため、選定しません。
	大気汚染	建設機械の稼働	×	本事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
		工事用車両の走行	×	既存の建築物の解体工事にあたってアスベストが使用されていた際には、法令に基づく届出等を行い、別途横浜市内に届け出ることにするため、選定しません。
		建物の建設	×	建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
	騒音	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
	振動	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
	地盤 (地盤沈下)	地下掘削		×
			×	そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性が低くなり、地盤沈下は回避できると考えられるため、選定しません。
地域社会 (交通混雑)	工事用車両の走行		×	本事業の工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響の程度は小さいと考えられること、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるなどの環境保全のための措置によってさらに交通混雑の影響は低減できると考えられることから、選定しません。
			×	工事中の歩行者の安全性は、警備員の設置や仮設柵道を整備するなどの対応によって確保できるため、選定しません。

※「×」の表記は、環境に及ぼす影響が比較的大きい、または予測・評価において不確実性が大きいという観点での事後調査項目から対象外としていますが、第6章の各環境影響評価項目において「環境の保全のための措置」に記載している事項については、その実施状況を確認し、「事後調査結果報告書（工事中）」において報告していきます。

<修正案>

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 及び表 8.3-2 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

表 8.3-1 事後調査報告の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
産業 廃棄物 発生土	産業廃棄物、 建設発生土の 発生量及び処 分量	工事期間中	対象事業実施区域 内	工事期間全般	工事現場の廃棄物処 理計画に基づき、廃棄 物の分別項目ごとに 月単位で集計
	騒音	平日 1 日	居住環境等に近接 し、かつ、影響が 最大と想定される 対象事業実施区域 敷地境界の 1 地点	予測時点(工事の最 盛期)において、工 事時間に前後 1 時間 を加えた時間帯	「騒音に係る環境基 準」等に基づく手法
振動	建設機械の稼 働台数・概ね の稼働位置	平日 1 日	対象事業実施区域 内	上記、現地調査日と 同日に実施	現地調査による目視 並びに工事資料の整 理
	建設機械の稼 働に伴う振動 レベル	平日 1 日	居住環境等に近接 し、かつ、影響が 最大と想定される 対象事業実施区域 敷地境界の 1 地点	予測時点(工事の最 盛期)において、工 事時間に前後 1 時間 を加えた時間帯	「振動レベル測定方 法 (JIS Z 8735)」等 に基づく手法
工事中を 対象に環 境の保全 の措置を講 ずるとし ている全 項目	建設機械の稼 働台数・概ね の稼働位置	平日 1 日	対象事業実施区域 内	上記、現地調査日と 同日に実施	現地調査による目視 並びに工事資料の整 理
	埋蔵文化財の 状況	適宜	対象事業実施区域 内	工事中前～工事 期間全般	埋蔵文化財調査結果、 関係機関協議等の資 料の整理
工事中を 対象に環 境の保全 の措置を講 ずるとし ている全 項目	環境の保全の ための措置の 実施状況	適宜	対象事業実施区域 内	工事期間全般	現地調査(目視)、工 事資料の整理、ヒアリ ング等により、実施状 況を把握

<準備書>

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 及び表 8.3-2 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

表 8.3-1 事後調査報告の内容 (工事中)

項目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
産業 廃棄物 発生土	産業廃棄物、 建設発生土の 発生量及び処 分量	工事期間中	対象事業実施区域 内	工事期間全般	工事現場の廃棄物処 理計画に基づき、廃棄 物の分別項目ごとに 月単位で集計
	騒音	平日 1 日	居住環境等に近接 し、かつ、影響が 最大と想定される 対象事業実施区域 敷地境界の 1 地点	予測時点(工事の最 盛期)において、工 事時間に前後 1 時間 を加えた時間帯	「騒音に係る環境基 準」等に基づく手法
振動	建設機械の稼 働台数・概ね の稼働位置	平日 1 日	対象事業実施区域 内	上記、現地調査日と 同日に実施	現地調査による目視 並びに工事資料の整 理
	建設機械の稼 働に伴う振動 レベル	平日 1 日	居住環境等に近接 し、かつ、影響が 最大と想定される 対象事業実施区域 敷地境界の 1 地点	予測時点(工事の最 盛期)において、工 事時間に前後 1 時間 を加えた時間帯	「振動レベル測定方 法 (JIS Z 8735)」等 に基づく手法
工事中を 対象に環 境の保全 の措置を講 ずるとし ている全 項目	建設機械の稼 働台数・概ね の稼働位置	平日 1 日	対象事業実施区域 内	上記、現地調査日と 同日に実施	現地調査による目視 並びに工事資料の整 理
	埋蔵文化財の 状況	適宜	対象事業実施区域 内	工事期間全般	現地調査(目視)、工 事資料の整理、ヒアリ ング等により、実施状 況を把握